

令和4年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和4年9月29日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年9月29日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和4年9月29日 16時08分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	×	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	6 番	田 中 良 三		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第3回笠置町議会会議録

令和4年9月15日～令和4年9月29日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

令和4年9月29日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査等報告及び一部事務組合議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

穂森美枝議会事務局長から、体調不良により欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。

2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

一般質問ですね、一応、笠置町の将来像についてをお聞きします。

笠置は、農業、または林業という産業があるんですが、ただ、観光という産業についていろいろ行われると思うんですが、そこで10月1日にキャンプ場、出ますね。それと同時に、いろいろな問題はあるんですが、観光について、いこいの館、この件についてどのようにお考えなのか、そういう点、将来像についてお聞きしたい。

これは、3月のときに再開すると、6月に予算を追って出すと、まあ、出ません。9月も出ていませんね。一応、町長として笠置町をどのような方向に持っていこうとされているのか、将来像をお答え願います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。いこいの館に関連する御質問で、将来像をどのように考えておられるのかという御質問だと受け止めております。

いこいの館は、地域の中核的な集客施設であるというところから、再開を目指しますということで、これまでも御説明をさせていただいているところではございますが、現在、関連施設の視察を行っている段階でありまして、本年度中には何らかの形での具体的な再建案というものを作成して、その後、どのような設計、見積り、その他必要なのかということで、

そうした作業を進めてまいりたいというふうに考えています。

再開につきましては、まだその方向性が決まっていない段階で、具体的なことは申し上げられないんですが、できるだけ早急に方向性を決定した上で、再建の内容について、また議会の皆さん方、委員会の皆さん方と御相談させていただいた上で、具体的な方向性を決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、例えばので、いこいの館を話ししたんですが、笠置町の将来像、町長はどのような方向に持っていかれるのか、それを聞きたいんですね。今の答弁なんか、6月に聞いていますよ。しかし、その3月には6月に予算を出す、この席で説明されているんですよ。本当に、笠置町はどのような方向で持っていかようとしているのか。一応、将来像というのは全然出てこないですよ。その点どうなんですか。今の答弁だったら、もう6月、3月にもらっているんですよ。もっと前向きな検討の笠置の将来像をお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

町の将来像について、どのように考えておるかという御質問でございますが、笠置町は、もともと農林業のほかに観光業というのが非常に大きなウエートを占めておった時代が長いこと続いております。現在もアウトドア関連を中心に、多くの方々が笠置町に来町されておるわけですが、いこいの館の将来的な経営の安定については、やはり多様な方々が来町されて御利用していただけるというような形に持っていかないといけないのかなというふうに考えています。そのためには、さらなる観光行政を進めていくことによって、笠置のいこいの館を使っていただけるような、そうした方々を増やしていく必要があるかというふうに考えております。

現在、観光についてはコンテンツ別にいろいろな観光の資源を精査して資料を作成しているところでございます。すぐにはその成果は出てこないかもしれませんが、将来的に観光行政の成果が必ず出てくるというふうに考えておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

観光事業で、いこいの館ですね。しかし、町長の答弁、ちょっとおかしいんじゃないです

か。3月のときは何て、再開。6月には、予算を出すと言われているんですよ。その時には、10月頃オープンの予定というようなことで進んでいたわけですよ。しかし、今さらまだ一向に進まない。この再開ということについて、町長は弁護士等とも相談されて発言されたんですか。どうなんです。

それで、いこいの館についてお答え願いたいんですけども、耐震工事は、この本館は終わっているんでしょう。なぜ社協の事務所が、あそこにあるんですか。その理由を教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

6月に予算を出したいということで、改修のための見積り予算というものを出そうかという話をしてもらったんですが、コンサルに頼む前に具体的な再開プランというものを出していったほうが、二重に経費が出る必要ないということだったので、取りあえずは、じゃ、再開プランについて具体的に決めていきたいということで、見積り予算、ごめんなさい、コンサルへの予算をつけなかったという経緯がございます。

10月にオープンという話は、ちょっと私、させてもらった覚えのない話でして、それは置いてきまして、社協の話でございます。社協さんが、いこいの館に今、事務所が入っておりますが、これは社協さんのほうから、いこいの館に社協の事務所を存続させてほしいと、置いてほしいという御要望がございましたので、お話をさせていただいた上で許可したということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

社協から言われて許可したということになっていますね。4月1日付で1年間の契約をされていますね。なぜ、社協があそこに置いてくれと、その理由は何なんです。耐震工事、この本館がまだ終わってないということですか。なぜ社協のみ、あそこに置かれるんですか。どうして1年間の契約をされたのか。

それと同時に、前回も話していますし、いこいの館の対策でも話していますよ。水道光熱費、賃借料、それはどのようになったんですか。町長、前の説明では、4月、1か月、6,845円という試算を計算されていますね。5月、6月も計算してある。今、9月ですよ。請求は出されたんですか。入金になったんですか。どうなんです。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の今の御質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会さんにつきましては、利用される方が高齢者の方が多かったりということもありますので、いこいの館のほうが使用しやすいということで御要望ありました。会長さん含め、三役の方とも協議を進めておりますが、まだ契約が成立したというところには至っておりません。お話は詰めさせていただいておりますし、早急に、8月にも三役さんのほうをお願いしているというところでございます。

使用料の発生しない部屋を使っただくというところを以前にもお話しさせていただきましたが、光熱水費につきましては金額の提示はさせていただいております。4月以降、いこいの館の電気、光熱水費に関しまして面積案分して金額を出しておりますので、請求というところはまだできておりませんが、提示をさせていただいているというところで御了解いただきたいと思います。

社協さんにつきましては、今、内部、人員のほうでちょっと大変な状況だということもございまして、また、役員三役さんのほうとも早急に詰めさせていただきまして、支払いのほうをお願いしていきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、参事から回答をもらったんですけれども、何を言うておられるんですか。6月も同じことを言われているんですよ。どうなんです。何を言われているんですかね。いこいの館やったら、社協にとってはいいと。高齢化、いろいろ問題ありますよ。そうすると、この本舎、行政のほうは、ここまで引っ越しされたけれども、それでいいんですか。話がおかしいじゃないですか。何を言うておられるのか、3月、6月、議会の議事録を読まれましたか。そういう話は、ずっと同じ答弁されているんですよ。

町長、この問題についてどうなんです。はっきりした町長の意見を私は聞きたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

先ほど三役さんとは8月に役場のほうでお話をさせていただきまして、光熱水費については了承していただいたというふうに私のほうでは判断しております。

それから、社協の移転に関しましては、訪問介護事業所も含めてというお話やったということがありますのと、それから、つむぎとの距離的な近さというのもございまして、一本化

していくというのが住民にとっての利便性にもなるやろうというお話でしたんで、さらには、体の具合が悪い方等々もエレベーターございますんで、利用していただけるということで、いこいの館への移転を承認したというところでございます。

今、ちょっと社協さん、人事の問題で今ちょっと混乱されているということなんですが、訪問介護事業所につきましては、近々に移転作業をしますというお返事いただいていますんで、当初、社協のほうから申出のありました事務所と、それから、訪問介護事業所を委託するということについて、これから事務処理進めていくことになろうかというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） いこいの館と社協の関係ですね、町長はそういう判断の下で行動されているんですか。あまりにもおかしいじゃないですか、言われていることが。水道光熱費は6月に交渉、再度しているという話になっているんですよ。しかし、まだ請求書も出されない。だから、入金もならない。一体これで本当に笠置の将来を任せるんですか。もう少し前向きに、町長らしい判断の下でやってもらいたい。

今の答弁ですと、これは本当は町長の判断でされたということですか、そういうレベルの判断ですか。

こういう問題については、このぐらいにしときますけれども、前回、高齢者、または少子化、人口の減少によって税金のあれが非常に少なくなってくるという質問をしましたね。そのときの答弁は、何ていうんですか、ふるさと納税、企業版、ふるさと納税の活用に努めるという答弁をもらっているんですが、目標金額は幾らなんですか。そして、そのためにどういうPRをされているのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますが、ふるさと納税につきましては、今年度の具体的な目標といいますものは金額設定はございませんけれども、昨年度の納税額につきましては325万8,000円の実績がございますので、それを上回る寄附を目指して取り組んでいきたいと考えております。

PRにつきましては、企業版も含めまして、ホームページでのPRや専用のサイトを利用いたしましてPRしているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

では、目標も前回の金額を上回るように努力してもらいたいと思います。

それで、質問は変わるんですが、町民の安心・安全な面からお聞きしたいんです。

前回、3月のときに防犯カメラ、どうなるんだということをお尋ねしていますが、その点、検討されて、どのようになっているのか。

また、今月、最近になって163、交通事故があったし、ついに死亡事故が発生しました。これについて、以前よりお願いしている草畑地区の歩道の問題はどのようにお考えなのか御説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今、松本議員から御質問いただきました防犯カメラの件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

以前にも御質問いただきまして、設置が必要などいうところは認識しておるんですけども、まだ取組と申しますか、予算化も必要ですので、現状検討しているというところがございます。プライバシーの侵害にならないよう、個人情報に十分注意しながら、また、設置の場所、それからまた、ガイドラインの作成も必要となってきますので、これから検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

国道歩道の設置状況についてですが、かねてより御質問いただいております国道163号の道路幅員狭小区間、歩道未設置区間等に対し、道路改良や歩道設置事業を継続して要望しております。そのような中、この2か月間で2件、立て続けに交通事故が発生してしまっております。

当町としましては、道路改良及び歩道設置など、安全対策について再度速やかに、また、強く重要案件として捉え、引き続き、京都府及び国へ要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 防犯カメラ、また、163の歩道、返答もらったんですけども、全然進行していないじゃないですか。どうなんですかね、スピード感がないじゃないですか。例えば、町民グラウンド、あそこ、163に出るところ、非常に見通しも悪く危険なんですよ

ね。そのときの安全策は、町はどのように取られているのか。ここも事故が起きてからやられるんですか。どうなんですかね。本当に町民の安全、そういう面でやられているのか。グラウンドの出口の見通しの悪さ、対応はどのようにされているのか。どこまで検討し、どのようになっているのか。よく検討するという答弁されますよ。前向きに検討されているのか、後ろ向きに検討されているのか。そういう点、はっきりしたことをお聞かせ願いたい。グラウンドも、事故が起こってからやるんですか。どうなんです。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

以前より松本議員より安全対策として御指摘いただいております、内部で検討してまいりました結果、対応策としましては、国道163号上に道路占用許可を受け、カーブミラーを設置できたらと考えております。

安全対策につきましては、速やかに講じなければならぬと考えておりますので、早々に対応したいと考えております。現在、土木事務所に占用の協議は済んでおりますので、令和4年度中に実施したいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

グラウンドのほうは、そういうことでやってもらって、それも大至急お願いしたいと思っております。

それと、今、管理面なんですけれども、一応道の管理はどこがされているんですか。といいますのは、8月に出された3町村の表紙を飾った写真なんですけれども、あそこ、何ていうんですか、飛鳥路に抜けるあの道なんです。あそこの管理は、どこがされているんですか。あの写真、あの地区では、死亡事故が3件起きているんですよ。しかし、写真を見ると、あそこ、子供2人が釣りざお持ってやっている。あれでいいんですか。危険性はどうかなんです。あそこは一般の車も通る、バスも通る、トラック、ダンプも通るんですよ。あれを表紙に出された。その点、建設産業課として管理している部分、どうお考えなんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。町道に関することは建設産業課でお答えさせていただきます。

広報れんけい8月号の表紙に掲載されました潜没橋での釣りをされている写真ですが、潜没橋については道幅も狭く、車の通行に慎重を期すところでございます。道路管理者としま

しては、潜没橋上での釣りというのは、いろいろな意味で危険であると思っておりますので、今後、看板等による注意喚起等実施してまいりたいと考えております。

表紙に飾られたことについて、建設産業課として危機意識がなかったこと、欠落していたかなと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、松本議員から御質問いただきました広報れんけいの件ですけれども、広報を担当しております総務財政課からも答弁を一部させていただきたいと思えます。

表紙になりました写真につきましては、昨年度、令和3年度の町のフォトコンテストに応募いただいた作品でございます。その中から広報れんけいの表紙に掲載される夏向きの8月号ということですので、その写真を連合も含めて広報担当のほうで選定したというところでございます。写真を見る限りは、ほほ笑ましい写真であったかなと思うんですけれども、今、松本議員御指摘いただきましたように、通行量は多く、大型の工事もしており、通行量もある中で釣りをすることもそうですし、危険な場所での撮影ということでもありますので、選定する側としても配慮が足りなかったのかなというふうに感じております。

建設産業課のほうにも、事前にそういうところの観点が広報担当としては漏れておりましたので、迷惑かけたことと存じております。今後、選定、写真につきましては十分配慮させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろれんけい、そういう点について、その結果、世間に与える影響というのをもう一度再認識し、検討しながら対応してもらいたいと思えます。

また、再度、今度管理についてなんですが、建物についてお聞きします。

町民からいろいろもらう、贈与してもらった建物、植村、伊左治。伊左治は、あの建物はどういう名目で、あそこになったんですか。お試し住宅。植村邸、山村留学で使うというような形、キャッチフレーズですよ。現状、どういう形で管理されているのか。管理されているフォーマットはあるのか。まして、大金をかけてやったオフィス、東部の、笠置テラス、あそこの使用はどうなのか。実績並びに今後の対応策をお聞きしたい。

お試し住宅なんか、草でもうぼうぼうとしていますよ。あれで町外から来た人に、一応案内できるんですか。まして、植村邸は屋根は落ち込んでいるんですよ。一向に直っていない。

そういうことに対して、どう対応されるのか、詳しくお話し願います。サテライトオフィスから、よろしくお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいま松本議員からいただきました御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスからということですので、サテライトオフィスにつきましては、商工観光課で利用受付や除草、清掃等の維持管理を行っているところでございます。除草につきましては、毎年2回程度を行っております。また、建物の中の清掃といたしましては月1回程度を行っているところでございます。

利用実績につきましては、令和3年度で6件、令和4年度、本日現在で4件となっております。

PR方法ですけれども、ホームページを中心にPRをさせていただいているところでございますが、昨年度につきましては、少しではございますが、企業のほうにもPRをさせていただいておりますが、利用実績の伸びはなかなか伸び悩んでいるというところが現状でございますので、より多くの方に御利用いただくためにも、しっかりとした維持管理、松本議員、いつもおっしゃっていただいておりますように、そういうところを心がけていく必要もあるのかなと考えております。また、企業に向けたPRにつきましても、積極的に行っていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

現在、草が繁茂している状況、やはり夏場ですと2回では足りないというところもあろうかと思っておりますので、今後につきましては、きちんと維持管理を行ってまいりたいと考えております。

また、伊左治邸、お試し交流スペースですね。そこにつきましても商工観光課が管理をしております、ここも同じく年2回程度の除草しかできていない状況でございます。おっしゃいますように、年2回の除草ですと、なかなか草が常にきれいに刈られているという状況には遠い状況でございますので、こちらにつきましても今後につきましては、気持ちよく御利用いただけるような維持管理を心がけたいと考えております。

こちらの利用実績につきましては、これまで1件のみの利用実績でございまして、令和3年度につきましては、利用実績はゼロという形になっております。こちらの利用につきましても、サテライトオフィスを利用された方にお試し交流スペースの利用も同時にPRさせていただくなど、一定期間、笠置に住んでいただいて、お試し交流スペースに住んでいただ

いて、サテライトオフィスを使っただけという案もご提示させていただいた中で、相互の施設の利用促進に取り組んでいく必要があるのかなと感じているところでございます。

また、植村邸につきましては、本年度当初予算で計上させていただいておりますので、取壊しのほうを予定しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番。

今の商工観光課の課長の答弁は、それで精いっぱいですか。というのは、今、言われましたね、植村邸、予算を組んで壊す。もし、こういう具合に過疎化している中で、笠置町の家、町に寄附すると言われたら、その建物悪くなれば町が解体するんですか。一概に解体と言われるけれども、それで本当にいいのか。そういう点はどうなんですかね。

サテライトオフィス、ホームページでやられている。企業にPR。それだけですか。それだけしか方法ないんですか。私は、この前にも言ったはずですよ。サテライトの看板はどうなっていると。ホームページで出されて、あそこ、車は非常に通るんですよ。笠置町のサテライトはどこにあるか、ほかの人にPRできていますか。看板はどうなったんですか。笠置テラス、30センチの15センチの小さい看板だけですよ。あれで本当にPRされているのか。前にも看板については、私は設置、発言していますよ。全然やられない。本当に町はそういうことに対して、前向きに検討されているのかどうか、その点少し説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきたい。

まず、植村邸の件でございますが、今、松本議員おっしゃっていただいたとおり、そういう状態が起きる可能性もございます。ただ、町に寄附の話があった場合につきましては、その施設が本当に町にとって必要なのか、有効に活用できるのかというところを考えながら判断していかなくてはいけないというふうに考えております。

また、サテライトオフィスの看板の件につきましては、申し訳ございません。私、その以前の議会の松本議員の発言というのが把握できておりませんでした。申し訳ございません。今、御指摘いただきましたので、今後、看板の件につきましては検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

そういうことを十二分に検討してもらって、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、前回にも質問しましたハザードマップの件ですね。一応各町民に非常に啓蒙活動をやられて進んでいるという形になるんですが、訓練とか問題はどうかということをお尋ねしたんですね。検討していますという話だったんですが、それはどのようなになっているのか。

また、今回の14号で、何ていうんですか、テレビのテロップ、和東、南山城、警報は出ていますよ。笠置町は出ていなかったと思うんですが、南山城地区、一応その基準はどのようになっているのか。その点少し説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この前の台風14号の警報発令時ですけれども、南山城村さんは警報発令と同時に避難所を開設されたということを知っています。

笠置町といたしましては、防災無線でお知らせさせていただきましたが、午後4時に避難所を開設し、明るいうちということ自主避難のほうを促させていただきました。午後4時の時点ではあまり風も強くなく、雨も降っていないという状況でしたので、利用される方はそこで一旦避難所のほうに行かれた方もいらっしゃいます。再度、夕方になりまして、もう一度放送を入れさせていただきました。NHKなど、テレビのテロップのほうでは笠置町というところは出ておりませんでしたけれども、自主避難を促して防災無線、それから、個別に避難の介助が必要な方につきましては、包括支援センターの協力の中、避難の対応に当たったというところでございます。

基準といたしましては、京都府のシステムなりに入力をするというところで、NHKのほう、そのテレビのテロップに連動されるというところでございますけれども、うちのほうは、まず先に防災無線のほうで対応させていただきましたので、テロップでは流れていなかったものと考えております。

それから、訓練につきましては、ほかの議員さんからも、松本議員をはじめ、訓練必要やということを再三お聞きしております。住民対象の全ての訓練ということではないんですけれども、装備品といいますか、発電機の使用法であったり、来月、また、区の役員さん方には簡易トイレであったり、簡易ベッドの組立てや説明会というところで行っております。研修というところになってとどまっておりますけれども、それを重ねた中で消防団とも協力しながら訓練につながれたらと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番です。

いろいろ質問させてもらったんですけども、3月、6月、9月、全然進歩がないじゃないですか。考えております。そのようにさせていただきます。検討しています。そういう答弁で、本当に笠置町はよくなるのか。もっと行政は行政らしく、何かの実績を出すようにしてもらいたい。こういう問題については、いくら質問しても一緒なんですよ。もう、これでやめときます。以上です。

議長（大倉 博君） これで2番、松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番、由本好史議員の発言を許します。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議長のお許しをいただきまして、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について質問させていただきます。

笠置町は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種で90代女性に誤って5回目のワクチンを接種したと報道されました。どうしてこういったことが発生したのか説明を求めます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和4年8月31日に町内高齢者施設において、他の利用者への4回目接種に併せて、当該90歳代の女性にも接種が行われました。サービス利用終了後に、当該女性が帰宅された際に、御家族が交付された予防接種済証を見て、今回の接種が5回目であったことが判明し、御家族から町と当該施設への連絡がありました。

どうして発生したかということで、接種会場となった施設及び接種機関において接種歴の確認が徹底されていなかったことと、御家族への連絡、確認をしないままに接種を行ったことが今回の間違い接種につながったということを考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この件については、ホームページでアップをされておりましたが、他の媒体でも周知をされたのか。また、このホームページですが、町民の方、何人の方が御覧になる環境にあって、何人の方が御覧になっておられるのかということを思っておられるのかお答えください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、町のホームページのほか、あとマスコミのほうにも今回の間違い接種の件については報告をさせていただきまして、新聞等でも報道がなされたところでございます。

ホームページで何人の方がということですがけれども、具体的に今回の内容、何人見られたかというのは、ちょっと確認はできておりませんが、ホームページですので、ずっと掲載されておりますので、多くの方に見ていただけるというふうには考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

このホームページだよりでなっているんじゃないかと思うんですが、また、ほかの媒体でも周知をしていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それで、町はこれまで接種マニュアルを作成しておらないと報道されておりましたが、もう既に4回の接種をされているのに接種マニュアルが作成していないということはどういうことなのか説明を求めます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問ですが、今回の接種マニュアルにつきましては、接種医療機関、当該施設に対して町が接種マニュアルをお渡しすることができていなかったということですので、再発防止のためにも早急に作成してお渡ししたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、まだマニュアルは作成されていないということなんですかね、作成してというような、これはまた答弁をお願いしたいと思うんですが、笠置町では、もう3回目の接種が、5か月が経過した60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認められる方を対象に、8月7日に第4回目の集団接種が執り行われました。接種率はどれぐらいあったのでしょうか。その件も併せて回答をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

接種マニュアルについては、先ほど申しました接種医療機関、当該施設等にもお話はさせていただいておりますけれども、まだマニュアルとしてはお渡しできていないという状況でございます。

それから、集団接種、4回目の接種での人数の接種率ということなんですけれども、4回目のほうは18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症リスクが高いと医師が認める方など、総人数を把握することができませんので、正確な全体での接種率のほうは出すことはできないんですけれども、4回目の接種済みの人数の方は、9月1日現在で580名となっております。

また、60歳以上だけに限って言いますと、接種率のほうは543人の76%ということになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

先ほどマニュアルをこれから作成するような発言をされていたので、そういうことでお聞きしたんです。もう作成されているということによろしいんですかね。はい。

第7波は過去に例がないほど感染が拡大しております。大きな理由は3つあると言われており、1つ目は、オミクロン株のうち、さらに感染症が高まったBA.5の存在で、2つ目は、ワクチン接種の普及で予防接種の効果は時間とともに落ちてしまい、感染を防御できなくなっている。3つ目の理由は、人々の活動が活発になり、あちこちで移動や集団の形成が行われ、人だけがウイルスを各地に運び、感染が拡大したと言われております。

1つ目については、変異株でどうにもならないわけですし、3つ目につきましても、行動制限がないことから、唯一ワクチンの接種を積極的に取り組むことだと思いますが、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンの予防接種については、感染症の緊急の蔓延防止の観点から実施され、また、オミクロン株対応ワクチン接種では重症化予防、感染予防、発症予防を目的に実施されますので、皆様にも接種に御協力いただきたいというふうに考えております。

ただ、ワクチン接種は強制ではございません。予防接種による感染症予防の効果と副反応、リスクの双方について理解した上で、御本人が希望する場合に限り、接種を受けることとなります。

また、町民の皆様におかれましては、引き続き感染拡大をさせないため、必要な場面でのマスクの着用や手洗い、3密回避、換気的基本的な感染防止をお願いしたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

第7波での子供の感染急増を受け、日本小児学会は8月10日、5歳から17歳への接種を推奨するとの見解を発表され、厚生労働省の専門家部会は8月29日に、5歳から11歳向けのファイザー製の新型コロナウイルスワクチンを3回目の接種に使うことを了承され、厚生労働大臣は8月30日、オミクロン株対応の新たなワクチンについて2回以上接種をした18歳以上の全ての人を対象で、接種間隔は前回接種から5か月が想定されているとされ、10月半ばとしていた開始時期を9月に前倒しする方向だと報道されております。

京都市では、5歳から11歳の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を26日から始められておられますし、京都府においては新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株に対応したワクチンの集団接種を26日からスタートされていますが、笠置町は1回も接種しておられない方、1回だけ接種した方、2回接種した方や3回目接種した方、4回目接種した方やオミクロン株に対応したワクチン接種、また、年齢別の対応も違うと思いますが、どのようにされるのかお聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、オミクロン株対応ワクチンの接種につきましては、10月下旬から11月中旬までの間で集団接種ができるように調整を進めているところでございます。また、詳しい日程等分かりましたら、また、お知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、5歳から11歳を対象にした新型コロナワクチンの接種につきましてはですが、今現在、そのお子様をお持ちの保護者の方に案内というような形での準備を進めさせていただいておるところですので、近々に案内文が届くかなというふうに考えております。

それから、8月に受けられた方につきましては、今、現状では年明け、2月前後での接種ということを考えております。ただ、これにつきましても、接種間隔であったり、また、ワクチンの配分等もございますので、また決まり次第、住民の皆様にはお知らせをしたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたら、まだ1回も接種されていない方とか、1回だけの接種の方とか、こういった辺りはどうなるのでしょうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただまの御質問です。

まだ受けておられない方等あれば、また、ワクチンコールセンター等で御相談あれば、また、京都府会場への御案内をさせていただいたり、時期等が合えば、その集団接種のときにというような形でお知らせはできるのかなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、そういったところの情報も周知をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ワクチン接種が有効で必要と考えておられると思うんですが、副反応が少ないノババックス製のワクチン接種についても行うべきだと思いますが、その辺り、どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ノババックス製のワクチンについては、今回の特例臨時接種として初回接種、1回目、2回目の方及び3回目接種を行うことということなんですけれども、笠置町のほうにはそのワクチン自体は京都府会場での主に接種となりますので、それを御希望される方については、京都府会場での予約というふうになります。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、その辺りの情報もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、笠置町では連日のように感染者数が報道されておりましたが、町は感染者の状況をちゃんと把握されておるのでしょうか。どういった方が感染しているのか、また、どういったところで感染が広まっているのかなどを把握し、ピンポイントでの対策、支援が必要ではないでしょうか。

また、政府は26日、新型コロナウイルス感染者の全数把握を全国一律で簡素化されました。高齢者など、重症化リスクのある人に適切な医療を提供することに重点を置かれ、感染者の8割を占めるとされる若い軽症者は届出が不要になり、届出対象外の人の容体が自宅療養中に急変した場合に対応が遅れる懸念があるわけですが、この届出対象外の対応はどのようにされるのかお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

感染者については、京都府からの人数のみの報告ということで、発生者数については把握しておりますけれども、誰が、どこでといった情報については把握はできておりません。

議員おっしゃいましたとおり、この9月26日より療養体制の全国一律が見直され、9月27日からは京都府より4類型の方の発生者数についての報告となりました。65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、かつコロナ治療薬の投与が必要な方、または重症化リスクがあり、かつコロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、それから、妊婦の方ということですので、それは全国一律での見直しというふうになっておりますので、さらにちょっと誰がという全数的には把握ができないような状況でございます。

それから、それに伴いまして、京都府のほうでは新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、無症状の方、また、軽症で重症化リスクが低いと考えられる方を療養するために、京都府新型コロナ健康フォローアップセンターを設置をされておりますので、そちらのほうで登録していただいて、そこからの支援になってくるかなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

発生届の対象外となる若い軽症者が安心して自宅療養できるようにするための窓口となる、健康フォローアップセンターなどの支援施設が整備をされ、運用が開始されました。届出対象外の方は陽性が判明した際には、自ら支援施設に登録をしなければならないわけですが、そういった場合の支援、また、広報が必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいました、そういった支援等が必要ということで、町のワクチン接種コールセンターのほうにでもお問合せ等がございましたら、また、そのときには対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

その辺りを、また広報等もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今は誰が感染しても不思議ではない状況だと思います。必要なのは、感染したときの医療体制や自宅療養者の支援だと思います。

伊賀市では、社会福祉協議会が、自力で生活必需品を調達できない自宅療養者や待機者に

無料で食料や日用品を段ボール箱に詰め、玄関先に届けるサービスを行っておられますし、各家庭での感染に備え、食料品や日用品の備蓄を促しておられます。笠置町でもこういったことが必要だと思います。どのように思われますか、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町におきましても、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の買物支援事業ということで事業のほうはさせていただいております。自宅療養者や濃厚接触者の方に自宅療養されている間に必要な食料品や生活必需品等の買物を代行し、配達する生活支援事業ということでさせていただいておりますので、そちらのほうを御利用いただけたらというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町で、そういった買物支援をされていると思うんですけども、私、お聞きしたのは無料で食料品や日用品を玄関先に届けるサービスを行っているといったことについては、どのように思われますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点では、無料でのそういった支援物資の配達、配布等については考えてはおりません。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そういった方々の、また支援とか、いろいろ考えていただくようお願いをいたしたいと思えます。

また、京都市消防局では、患者の搬送先がすぐに決まらない救急搬送困難事案が7月25日の週に過去最多の185件を記録したと報道され、京都山城総合医療センターでは入院患者と職員、計28人が新型コロナウイルスに感染したため、8月22日から外来診療や救急搬送の受入れを停止したと報道されました。

今後、ますます保健医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、検査体制の強化、治療薬のさらなる確保が必要だと思います。

相楽郡広域事務組合では、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受けまして、相楽医師会と協議をした結果、7月28日から相楽発熱外来を、7月31日から休日応急診療所の

午後の診療を始められました。また、抗原検査キットのネット販売等、こういった最新の情報を提供していただく必要があると思います。

以前から再三要望しておりますが、町テレビの積極的な活用をお願いしたい。特に、昼間12チャンネルをかけたとき、汚れたレンズやピンぼけの河原が映っております。この河原を映す意味と、町テレビではもっといろいろな情報を提供しなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町テレビの活用については、議員おっしゃるように、以前からもっと活用というふうに言っていたいております。広報については、できる限りテレビを含め、活用できるものは活用し、情報提供をしていきたいというふうには考えております。

また、今回は保健福祉課の例を出していただきました。町テレビの積極的な活用については、全庁的なことでもありますので、活用が図られるよう進めていければいいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

以前についても、このテレビですね。昼間かけたら汚れたレンズ、また、ピンぼけの河原が映っているということ、町長にちょっと皮肉って質問したと思うんですけども、これが全く改善されない。このテレビについて、どういう意味を持って映しておられるのか。その点お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

昼間の放映されている映像につきましては、災害時等、河川の状況を確認できるというように意味合いで放映させていただいているものかと考えております。ピンぼけや汚れにつきましては、通常の保守以外の部分でございますので、清掃等調整につきましては別途費用が発生いたします。また、今後検討してまいりたいと考えております。何分カメラの設置されている位置が高いところがございますので、職員が行って拭くというようなこともなかなか厳しいものがございますので、別途予算を計上してという形になると思いますので、そこにつきましては、また検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか予算がなかったらできないというあれなんですけれども、私、これかなり前に質問したんですよ。それがまだ全くできていないということです。また、この東部の河原を映すという件でしたら、何か国道のほうにピントが合っているような感じするんですよ。ですから、河原を監視するのであれば、河原のほうに向けていただいて、ピント合わせていただくと。また、この笠置のほうに向いているやつは、もう汚くて、もう見えないですよ。職員の方も見てはるのかどうかも疑問に思うんですけれども、その辺り、また早急な対策をお願いしたいと思います。また、住民の方にいろいろなそういった情報の提供をお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

議長（大倉 博君） 由本議員、ごめん、ちょっと時間。

一旦暫時休憩、申し訳ない。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

四季彩祭実行委員会についてお尋ねをいたします。

令和4年度の予算には、花火大会や鍋-1の予算が計上されず、鍋-1については、四季彩祭実行委員会で新しい食のイベントを検討していただくと町長が発言されておられましたが、その検討の結果はどのようなになったのか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

令和4年度の四季彩祭実行委員会の事業につきまして御説明をさせていただきますが、まず、花火大会につきましては、まず、警備の問題がございまして、今年はかなり前から警察等々との協議が必要ということで、開催することを見送らせていただいたという経緯がございます。

それから、新しい食のイベントを検討してもらおうということで、準備を進めてきたわけで

すが、私の指導力の不足もございまして、関係団体や事業者さんとの打合せ、説明等々が不十分であったので、本年度については実行できない、実施できないという結論になりました。

現在、来年の花火大会や食のイベントに向けての計画案というものを今、考えていただいておりますのでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

私は花火大会のことは何もお聞きをしていないんですけれども、町長がおっしゃってました鍋-1に代わる何か食のイベントを検討していただくということでおっしゃってましたので、それはどうかというところで質問をしたつもりです。

そしたら、四季彩祭実行委員会は4月以降、いつ、どういった議題で何回開催されましたか、お伺ひします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） すみません。実行委員会が何回開催されたのかというのは、今ちょっと手元に資料ございませんので、また後で御報告させていただきます。

事務局レベルでの打合せ会議というのは、また別に行われておまして、直近では紅葉のライトアップの事業について話合いが進められて、今、計画が進んでおるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

四季彩祭では、その紅葉のライトアップを議題にしているんだという話なんですけれども、そうしたら、全く新しい食のイベントについては議題にも上がっていないということなんでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 食のイベントにつきましては、四季彩祭実行委員会も含めて議論といたしますか、検討を続けてきたわけですが、具体的に申しますと、かなり調整にはやはり時間がかかるということで、ある程度のプランニングまではできたんですが、今からでは間に合ひそうにもないということで、予算の提案というのをさせていただけなかったという経緯がございます。この件については、また、来年度当初予算で具体的な計画等々を議員の皆さん方にお諮りして、予算化していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町長が、その鍋－1に代わる食の新しいイベントを、その四季彩祭実行委員会で検討していただくということをおっしゃっていましたので、四季彩祭ではこういうことをやったんだというような報告をいただきましたんですけども、すごく残念に思っております。

コロナ禍の中、行動制限がなく、近隣自治体ではイベントを開催されておりますが、笠置町は8月13日の笠置夏フェスタや9月1日の戦没者追悼式など、イベントを中止されております。その後、感染者が毎日のように発表され、このイベントを中止したことにより、どれだけ感染が予防できたのか疑問に思うところでございます。町長は、人が集まるイベントは今後も開催しないということなのか、どういった施策に取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

人が集まりイベントにつきましては、実施団体、主催者団体等の御意向もございまして、町当局といたしましては、行政のほうといたしましては、御相談させていただいて、どのようにされるのかということについての確認をいただいております。残念ながら、遺族会も敬老会も今年度、開催することができませんでしたが、これは町のほうから開催しないというようなことで指導したわけではございませんので、御了解いただきたいと思います。

現在、かなり新規感染者が減っておりますので、今後また、行動制限等々緩和されてきておるわけではございますけれども、集客イベントについては、また、情勢を見ながら考えないといけないのかなというふうには考えています。基本的に今のところ、感染者数大幅に減っておりますし、ベッドの占有状況等も減っておりますので、今のところ集客イベントや集会等々するのに大きな障害はないというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町長は花火大会をやめ、鍋－1もやめ、笠置夏フェスタもやめるなど、何もやらないで任期を全うされるつもりなのか。社会経済を回して活気のある笠置町を取り戻す必要があると思います。もっと前向きにスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、木津川河川空間のオープン化について質問させていただきます。

木津川河川空間のオープン化につきましては、2019年に計画をし、事業者を募集したが、応募がなかったと報道されております。河川のオープン化に向けての現状説明ということで、7月29日、議会の総合常任委員会で説明があり、そのときの配付資料では令和4年9月10日から事業者を募集するということでしたが、ホームページで確認をしますと、令和4年8月10日から募集をされていますが、1か月早めた理由と応募状況はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、募集を1か月早めた理由でございますが、10月1日スタートのオープン化を考えますと、9月10日から募集を開始となれば、参入していただく事業者さんの書類の審査を、それ以降に協議会の中でしていただいて、決定通知を事業者さんに送って、そこから10月1日に向けて準備されるようになりますと、期間が短いんじゃないかという協議会の中の委員さんから意見が出てまいりました。そういったことを考えて8月10日とさせていただいたところでございます。

また、募集期間につきましても、当初1回から、1年間を1期から4期に分けて募集する予定としておりましたけれども、これにつきましても、ある程度長いスパンで出店の計画をしていただいて、河川敷を活用していただくほうがいいんじゃないかというような意見が出てまいりましたので、こちらにつきましても、4期に分けていたところを2期に分けさせていただいたところでございます。

最終決定の資料をお渡しできていなかったことにつきまして、誠に申し訳ございません。

現在の募集状況でございますが、第1期の募集を行いまして、2つの事業者から応募がございました。木津川河川空間活用協議会におきまして審査していただいた結果、2事業所とも許可となっております、10月1日から出店されるということになっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

募集要項の中の使用条件には、なるべく近隣の店舗の重複が回避できることや参加資格の中に税金を滞納していない者とありますが、近隣の店舗の重複が回避とはどういうことなのか、また、税金は何の税金を指しているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、重複の回避につきましては、現に町内事業者の方が提供されておりますサービスと重複してしまうことによりまして、町内事業者の方の減収につながるようなサービスが申し込まれた場合については、重複をしないように配慮していくという趣旨でございます。これにつきましても、協議会の中で委員さんから意見が出ておりましたので、そういう形でさせていただいております。

また、税金につきましては、法人であれば法人税、消費税、個人の方であれば所在地で課税されております税金としております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたら、重複の回避ということで、そういった飲料水とか、まきとか、そういった辺りも販売できないというようなことでよろしいんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

今、由本議員から御質問いただきました飲料水やまきについてでございますが、なるべく回避してくださいという形で御案内させていただいております。

最終決定していただくのは協議会の御判断になろうかと思っておりますけれども、全くまきだけとか、そういったところについては回避していただきたいという旨で募集要項には書かせていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ホームページの実施期間の第2期ですが、令和5年4月1日から令和5年9月30日までとなっております。現在、河川の占用期間は令和5年5月31日までです。令和5年6月1日からの河川占用の許可は担保されているのか。また、河川の管理委託を現在、観光協会に委託をされており、その委託が令和5年3月31日までとなっておりますが、令和5年4月1日以降の河川管理委託はどのようにされるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

河川占用の許可でございますが、当初占用より今まで3年ごとに更新をしてまいりました。今回の社会実験につきましても、国土交通省の淀川河川事務所とも社会実験の期間も含めた中で打合せさせていただいておりましたので、更新が許可される想定のもとで事業を進めてきたところでございます。

また、観光協会の委託期間につきましては、現在の契約では契約期間満了の3か月前に、いずれかより解約の申入れがないときは、自動的に契約が延長されるものとなっております。

社会実験につきましては、来年9月末までとなっておりますけれども、10月1日からすぐにオープン化というわけではございません。実験終了後、国交省のほうにオープン化の要望を行い、許可されればオープン化することが可能となるものでございます。

いつからオープン化となるのか、また、オープン化、このキャンプ場の運営形態につきましては、今のところ決定しておりませんので、今後のキャンプ場の運営管理につきましても、観光協会とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それで、河川の管理委託ですけれども、どのように考えられるのか、その辺り答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

河川の管理委託につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在の契約では、どちらから解約の申入れがない場合は、自動的に契約が延長されるものとなっております。現状では町のほうから契約の解除の申入れというところは想定していないところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

以前管理委託をするのか、また、直営にするのかという話があったと思うんですけれども、その辺りについてお伺いしているんです。再度お願いいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、直営で河川敷を管理するというのは、なか

なか私個人的な意見ですけれども、難しいのではないかと考えております。管理運営につきましては、オープン化後につきましても指定管理、または管理の委託というような格好が一番スムーズに行くのではないかと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

河川の管理委託ですけれども、また、そういったこと、こういったところに委託をするのかというあたり、もっと事前に準備とか必要だと思いますので、その点、また、こちらのほうに情報公開もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、社会実験対象エリアについてお伺ひいたします。

社会実験を行う場所については、とても重要だと思います。場所によっては収益に大きな影響があると思いますが、今回のエリアについては河川グラウンドの西の端っこで本気で社会実験を成功させる気があるのか疑問に思います。お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

社会実験のエリアにつきましては、これも協議会の中でいろいろ御意見、御議論いただいたところでございます。

まず、社会実験をするに当たって、現在利用されているキャンパーの方の自由使用というのをなるべく妨げていきたいというところもございました。なので、委員さんの中の意見もございまして、入り口入ってすぐのところはどうかとか、そういった意見もございましたけれども、そこに人がたまると、やはり通路の交通の妨げになるんじゃないか、そういった意見も様々な意見が出されておりました、現在のエリアに決定させていただいたところでございます。

また、社会実験期間中、ここでどうしても出店者が少ないですとか売上げが上がらないといった御意見が出てまいりましたら、また、後期のときに変更するなり、協議会の中で諮っていきたいと考えております。以上でございます。

失礼いたしました。私の発言にちょっと間違いがございました。通常利用されておられる方の妨げにならないような形での実験を行ってきたいというところもございましたので、今のエリアとさせていただきます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

グラウンドの西の隅っこで、あまり収益が爆発的に発生するとは思えないんです。また、そういった苦情等があるかと思います。また、対応をよろしくお願ひしたいと思いますが、河原のキャンプ場の入り口から社会実験の対象エリアまではかなり距離があると思います。そういった場合、河原のキャンプ場の入り口付近で社会実験対象エリアの周知をする必要があると思いますが、どなたが、どういった方法でされるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、周知につきましては、昨日から場内でチラシの設置、また、エリアの設定等を行っているところでございます。入り口の料金所のところで観光協会の方にお願ひさせていただいて、チラシも配っていただく予定としております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

社会実験が成功されるよう、御努力をよろしくお願ひをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

後期高齢者における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施推進事業についてお願ひいたします。

高齢者の皆さんの自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくため、生活習慣病の重症化の予防の取組と生活機能低下の防止の取組の双方一体的に実施するというこゝで、高齢者の医療の確保に関する法律が令和2年4月から施行されました。現在、府内20市町で実施をされておりますが、笠置町は実施をされておられません。どのようにお考えなのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答へさせていただきます。

現在、一体的実施事業という位置づけでは取り組めておりませんが、既に健康相談や、はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室などの健康教室で、年齢ごとに分けずに一体的な事業を行っております。これは一体的実施事業を行うことになった場合でも、基本的に行っているものとは同じというふうになります。

一体的実施事業に位置づけるためには、既存事業の拡充もしくは新規事業の立ち上げをす

る必要があります。令和6年度が事業実施のスタートの期限となっておるため、それまでには実施できるように取組のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

これは、連合のほうで一体的実施推進事業を委託された場合は、向こうから補助金が出るわけですね。今おっしゃられた課長の事業については、財源的にはどうなっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、申し上げました、はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室等が一般財源なのか、京都府等の補助金等頂いているのかというのは、ちょっと正確な資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

後期高齢者医療広域連合では、市町村で追加の検査項目として実施されている尿検査やアルブミン検査に対して補助されておりますが、笠置町はこれらの検査項目についてはどのようにされているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

尿検査とアルブミン検査ということでございます。

尿検査については、基本的な健診の項目で入っております。それからまた、アルブミン検査についても、追加項目ということで検査項目としております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町として、必要と思われる検査項目はほかにあるのでしょうか。あるとしたら、検査項目を追加していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、基本的な健診の項目のほか、詳細な健診項目、また、追加健診がありますけれども、一応全ての項目について検査項目といたしておりますので、現時点では全

て賄っているのかなというふうを考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

国は、令和6年度には一体的実施を全市町村で展開することを目指しております。そのため、体制整備が必要不可欠と思いますが、どのように準備をされているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

一体的実施事業についての体制整備ということで、現時点では6年度に向けて、事業内容等については包括等と内容等、調整をしているような状況でございます。また、体制となりますと、これ以上、人数がどうのこうのということではありませんけれども、職員が一丸となって進められるようにやっていきたいというふうを考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今後も重症化予防等の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後の質問に移らせていただきます。空き家バンクについてです。

空き家バンクにつきましては、笠置町の重要施策の1つと位置づけをされていると思いますが、以前は職員の方々の対応不足により新規の登録、また、移住・定住につながらなかった状況となっていたと思いますが、現在の状況についてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の空き家バンクの状況でございますが、空き家登録数が5戸、空き家の利用登録者が11名、今年度成約が2件という形になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

空き家バンクに登録となって、その物件に居住となった場合、空き家所有者に助成金を交付するとアナウンスをされていたと思いますが、いざ、居住となったときに家財道具の撤去費用に係る業者からの領収書が必要だということを言われているわけですが、この領収書が必要なのであれば、初めからこういった説明をすべきですし、居住になったにもかかわらず、

放置をされておりますが、こういった対応についてどのように考えておられるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

領収書の件でございますが、きっちりと制度を理解した上で利用者の方に御説明すべきところ、確認不足のままに御説明させていただいたところでございます。御迷惑をおかけして大変申し訳ございません。また、成約後に放置されておりました件につきましても、管理職としての私が課員の事務手続の進捗状況の把握ができていなかったことが、今回の要因の1つかと考えております。

今後、こういったことがないように、しっかりと課内で情報共有を行いながら事務を進めていける体制づくりが必要だと考えております。遅れておる事務につきましては、早急に進めさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やはり正しいアナウンスをしていただいて、また、親切丁寧な対応をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

次に、5番、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 一般質問の通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

重複することとかがありますので、割愛させていただいたり、質問の順番が前後することがあると思います。

まず初めに、こういうつまらない質問はしたくなかったんですけども、公用車の取扱いについてお伺いをいたします。

我が町の公用車の使用基準というものは、存在するのでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町の公用車管理規程というものがございます。それに基づきまして、公用車を使用することとなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） その管理規程に、公用車の禁煙・喫煙のルールがあるのかないのか。もし、ルールがなく、使用者のモラルに任せるのであれば、規則はつくるべきではないのかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

公用車管理規程の中には禁煙というところでは規定上がっておりません。禁煙というものは、モラルといいますかマナー、ルールを守って使っていただきたいというところで、公用車につきましては全て禁煙ですというところで、課長会を通じた中で職員全員に周知をしたところがございます。規則では禁煙とうたっていない、改めて入れるべきかというところは、ちょっと考えさせていただきますけれども、今、一般的、世間的にはやはり禁煙、自己の自分で自家用というか、自己で使っていただく車ではないですので、全ての職員が使うという状況でございますので、貸出しの車も含めて禁煙というところで通知はさせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

今、京都府も公用車、禁煙です。僕の知り合いの議員さんに確認した。大山崎も禁煙。喫煙ってないんですね、公用車で。いろいろな職種があって、大山崎の議長も、もうそれやったらコンビニで止まって吸うたらええんちゃうんみたいな話をされていたんですね。

何で、僕がこんなことを言うかといったら、僕がこの間、車を運転していたら、たまたま8月22日ですよ。午前中、木津の新しい橋があるじゃないですか。あそこで町長とすれ違ったんですよ。町長は、たばこを吸いながら運転されていまして、僕は非常に恥ずかしいなと、こんなこと言いたくないんですけども、近くにコンビニもありますし、確実に公用車、黒のプリウスで、見かけました。

やはり住民さんが見ても、格好悪い思うんですよ。もう町の長が、それ守れないんやったら、もう全面禁煙にしてもらわないと、笠置町の住民やということが恥じることになるんで、そこは早急に検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答え

させていただきます。

坂本議員からもお電話ありましたし、ほかの住民の方からも別日に同様に電話もいただいたところですので、町長にはその旨お伝えし、禁煙ですと、公用車は全てなっていますということで注意させていただきました。

もちろん先ほど議員おっしゃっていただきましたように、公用車につきましては全て禁煙としておりますので、職員だけではなく、もちろん町長もそうですので、ルール守っていただいて、使用していただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

気が緩んでおりました。今後、このようなことがないように十分注意いたしますので、御容赦いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 公用車と文字があるように、自家用車ではないので、各職員含め、僕らも乗ることがあります。役あったら乗ることがあるでしょうし、乗ったこともあります。一人一人が普通に世間一般常識で行えば何の問題もありませんし、こんな話をしなくてもいい。その辺は町長、今、自分の話、されているんですよ。ちゃんと聞いてくださいね。真摯に受け止めていただいて、笠置町の社長みたいなもんですから、お手本に、見本になるようなリーダーシップを取っていただきたいと。今、謝罪されて、すぐ僕の話、聞きへんようやったら、それは駄目ですよ。僕、責めているわけじゃないんですよ。当たり前のお話をさせていただいてまして、そこは十二分に気をつけて、これから町政に携わっていただきたいなと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

河川のオープン化についてなんですけれども、先ほど由本議員からもありました。ですんで、僕の場合の質問は、今後その河川のオープン化によって笠置のプラスになっていくところは、どういうところなのか具体的にお聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後の笠置にどうプラスになるのかということでございますけれども、先日キャンプ場に行きまして、キャンプをされている方にいろいろなキャンプギアなどを見せていただきまし

た。かなりこだわりを持っておられる方もたくさんおられるというようなことを感じたところでございます。

オープン化することによりまして、そういったキャンプギアを扱うアウトドアメーカーなどが入ってくるのが可能となりますので、笠置キャンプ場がキャンパーとメーカーの橋渡し役となれるような場所にできるかなと考えておるところでございます。キャンプブームだけでキャンプ場に来ていただくのではなく、橋渡し役としてのキャンプ場として笠置ブランドの構築をすることができれば、笠置町のプラスに、また、利用される方にとってもプラスになっていくのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

本当に公がやるキャンプ場で、ここまで集客ができているキャンプ場というのは、多分あまり類を見ないと思います。端的に東京でもキャンプ場というカテゴリーでは、笠置は非常に知名度の高いキャンプ場になっています。

ですんで、これも勝手にブランディングができているんですが、この部分については。ここをどう守っていくのか、どうやって大切に思ってもらえるのか、そこに行き着いていただきたいなど。だから、近江商人の三方よしみたいなことを今、課長おっしゃってくださいました。本当に笠置にキャンプ来てくださっているキャンパーさんって、笠置のこと大好きでいてくれる人が多くて、最近では一緒に朝ごみ拾いしてくれるキャンパーさんが増えてきたりとか、朝の情報を楽しみにしていますというキャンパーさんがいてくれたりとか、本当に笠置のことを大事に思ってくれています。その辺を思っていて、この事業に携わってほしいなと思うんですよ。

そのキャンパーさんが、笠置町に対しての投資だったりとか思いを多分原資にして、統括していってくれると思うんですね、この事業が進めば。その収益は、町のどういうものに結びつくのか。得た収益はどのように生かしていきたいのか、お聞きしたいなと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃっていただいたように、オープン化すれば町の収入とすることも可能となりますので、その町に入った収益につきましては、観光施策はもちろんでございますけれども、そのほかにも子育てや福祉、防災など、様々な施策に活用することが考えられると思

います。オープン化することによって河川敷だけではなく、そこから波及効果が生まれていくように、町内全体が活性化できるようになればいいのかなと考えております。具体的に、こういうところに活用するということまでは現在ございませんけれども、町内全体が活性化できるということが目指していくところかなと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） ふるさと納税の基金もそうですけれども、やはり使い方、出口ですね、をしっかり事前に考えて、払った方、投資した方がいるわけですね、その町に対して、思いを持って。この人たちに還元すること。この町をつくってきた今までの笠置町の住民さんであったりとか、いろいろな方に還元できるような事業提案、そして、経済がそれで回っていく。血と一緒に止めたらだめなんですよ。貯金しても意味がないんですよ、お金というのは、使っていないと。この使ったことに責任を持てるのが行政だということを胸張って言えるような事業にしていっていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

最近、笠置に活気がないと、町の歩いていると、そんな話をよく耳にします。今年の夏は、特に本当にキャンパーの数が目に見えて少なくなりました。私自身、毎日、毎朝キャンプ場の風景を撮影しております。先日開催された常任委員会においても、ここ数年、町の来場者は激減しており、担当職員から説明を受けました。現在、笠置町が考える観光施策と観光の政策をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

本町の観光政策につきましては、先日策定いたしました第4次総合計画の中でも、政策大綱の1つとして、観光のまちづくりを掲げており、重要な政策の1つだと考えております。笠置山をはじめとした史跡、名勝、各地に残る文化財や民俗儀礼、桜、紅葉等々の自然景観、キャンプ、キャンプ場のカヌー、ボルダリングなど、アウトドア関係のレクリエーションの多様化によって、現在木津川の河川敷も利用していただいております。

また、非常に多様な観光資源につきまして、これは利用者、来町者の利便を考えまして、少し整理をした上で情報発信をしていくということが大切やというふうに感じています。そのためには、単に笠置町だけではなくに近隣市町村、これは町単独の話ではなくて、例えば、観光協会を通じてでありますとか関連団体を通じてということもございますけれども、そうした多様なニーズ、多様な関心に対応できるだけの観光政策というのを展開して行って、懐の

広い観光政策というものを考えていきたいと。また、広域的な周遊観光の促進を図っていき
たいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 大まかなお話は分かったんですけども、具体的な観光施策を聞きたい
と。総合計画で掲げたのは分かります。じゃ、今年はどういう観光政策があるのか。何年ご
とに考えていくのか、ちょっと見えないので具体的なお話をお聞かせいただきたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

現在行っていますのは、多様な観光のアイテムと申しますか、どんな観光資源があるのか
ということを現在整理して、それをどういうふうに発信するのか、文書、解説も含めて現在
作成しているところでございます。

何年後の笠置町のイメージをしているのかということですが、基本的には3年間の中で、
そうしたものを整理した上で、きちんと町外に出していきたいというふうに考えています。
2025年には大阪関西万博もございませぬ。かなりの方が関西圏に観光にお見えになると思
いますんで、そうした方々にも情報の発信をきちんとやっていきたいというふうに考えてお
ります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 町長、3年とおっしゃいましたが、3年後は町長任期どうされているの
かと、選挙がありますが、出るという話をされているのかどうかというふうにも思います
し、計画性がないですよね。万博にしたって、じゃ、万博に対して何か参画されていること
ってあるんですか。自治体として何か参画されておられるんでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

計画ですので、来期の立候補というようなこととはちょっと関係ございませぬ。3年間の
間に観光アイテムをきちんと整理して、情報発信をできるような形に持っていきたいとい
うお話をさせていただいておるわけでございます。

大阪万博には参画しているのかという御質問でございますが、現在そのようなことはござ
いませぬ。情報の発信をきちんとやっていきたい。関西圏に観光にお見えになる方にいろ
ろな観光のアイテムを発信していきたいということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 町長、思いつきであり発言をなされないでください、質問の答えがややふやになっちゃうので。しっかりね、これ政策やから、政策の話って、やはりポリシーなんでね、これは町のポリシーの話をしていきますので、何ていうのかな、町長の言われることに一貫性があまりなくて、こちらとしても戸惑いますので、しっかり答弁していただきたいなと思います。

その多様性とかという話をしはるんですけども、笠置町って、今回ほんまに夏のキャンプ場、多分職員の方も通勤で見たりすると思うんですけども、かなり減っているんですよ。花火大会やめて3年、ああ、3年イベントせえへんかったら、目に見えてこういう事実が起こってくんねんなどというふうに僕は感じました。僕が毎朝撮影し出して、大体3年ぐらいになるんですけども、やはり今年の夏はひどかった。だから、やはり定期的に笠置のできること、やれること、やりたいことというのはやっていかなきゃならないと。なんぼweb上できれいな写真上げて、ていのいい文言使って人を呼んでも、来たときの満足度がなかったら、それってうそじゃないですか。石の国にしてもそう、Pokkeにしてもそう、これだけで1,500万円の投資を笠置はしてきたんですよ。まだ、町長はそういうウェブ媒体であったり、インターネットのインフラに対して投資をしていくとおっしゃいますが、もう今あるんですよ。あるんです。投資しているんです。それを活用していくならともかく、まだ何、その多様なもののコンテンツの整理やとかどうのこうのと、笠置の歴史どんだけあるんですかと、今まで何やってきたんですかと本当に思うんですよ。

町長になられて、花火大会がもう3回ないと。ほんで、夏のお客さん、めっちゃ減っていると。ほんで、先ほども花火は警備の都合がつかずみたいな話をされていますけれども、和束町は花火大会、この夏、開催されております。笠置からも見に行っておられます。インスタグラムを見ても、住民さんが、すごい自分たちの町の誇りだと。これ当然やはり物販をすれば売れる。それで経済が回っていく。本気でやはり観光というものを捉えないと、今までの公務員の考え方の仕事の仕方では、もう僕は無理だと思っているんですよ。観光というのは確実にビジネスですから、こういう過疎地域ほど、やはりビジネスをイメージした観光施策、働き方、考え方持たないといけないと思うんです、本当に。

僕、今年で42になりますけれども、20年後の笠置、10年後の笠置、どうやって想像できます。町長、聞いていますか。僕、一生懸命話ししているのに、そういう態度はほんまにやめてください。僕に3人の子供がいます。この子たちが大人になったときに、笠置に生まれてよかったなって。町制60周年のときですよ。ジッターリン・ジンが来て、C. C. ガ

ールズが来て、僕はその時、野球やっていたんですけれども、慌てて帰ってきて、有名人見たいと思って。それって、いまだに僕の大事な思い出なんですよ。そういうことを一つ一つ積み重ねていくのが、まちづくりじゃないんですかね。行政の仕事じゃないんですかね。僕はそう思うんですよ。

さっきも言ったじゃないですか。キャンプに来てくれる人は、笠置のことを愛してくれている。笠置のために、ごみを拾ってくれる。僕たちができひんことをやってくれているんですよ、お金使ってまで。入場料払って、自分たちの余暇の時間で、ごみを拾ってくれる。じゃ、その人たちに何が還元できますかということを僕らが考えへんかったら、来なくなりますよ、本当に。もうちょっと真剣に観光というものに向き合っていたいただきたい。

そこで、お伺いします。

地域おこし企業人、地域おこしプロジェクトマネジャーについてお聞きをします。このお二方の役割を教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

地域おこし企業人につきましては、企業からの人材を派遣していただくことによって、その専門性や企業で働いておられたときのネットワークを生かして、本町のニーズに応じた広域観光の促進や交流人口の拡大等を図っていただくということが役割でございます。

地域プロジェクトマネジャーにつきましては、地域公共団体が重要なプロジェクトを実施する場合、外部専門人材や地域、行政、民間などが連携するための橋渡しを行ってプロジェクトをマネジメントしていく役割でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

その役割、いま何やってはるんか聞いているんですよね。ホームページ引っ張ったら出てくるような答えじゃなくて、今、笠置において、笠置が雇用しておられる企業人の方の役割は何を担ってもらっているんですか。プロジェクトマネジャーというのは、どんなお仕事をいただいているんですか。プロジェクトマネジャーに関して言わせていただきますと、去年度は地域おこし企業人でおられた方がプロジェクトマネジャーになっていると。プロジェクトマネジャーで今、町長が1つ説明抜けているのは、これ各自治体に1人です。たった1人しか雇用できない制度。それを去年度されていた経験を生かし、今年やってもらうのであれば、どういうことを担っていただくのかということが僕の質問であります。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

具体的に現在、地域おこし企業人、地域プロジェクトマネジャーがどういう仕事をされておられるのかという御質問だというふうに思います。

まず、地域おこし企業人ですが、現在、観光コンテンツの洗い出し及び説明文の作成等々についての整理を今、していただいているところでございます。

それから、地域プロジェクトマネジャーにつきましては、観光行政一般のプロジェクトを実施する際の関係団体や外部人材等々の橋渡しをやっていただいているということでございますので、これはそのまま地域プロジェクトマネジャーの職責というのに、そのままはまっけているわけでございますけれども、現在は観光行政一般についていろいろな提案でありましたり、企画でありましたりというのをしていただいているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） このお二方、報酬面でいうと、かなり高額になるんです。予算では地域おこし企業人で年間560万円まで国に申請できます。地域おこしプロジェクトマネジャー、これ690万円まで国に申請できます。これは特別交付税で入ってくる収入だと思っております。その中で、全部が全部見てもらえているのかどうかというのは不透明というか分からないような感じになるのが、この収入の在り方だと僕は思っているんですけれども、2人合わせて、額面だけでいうと1,000万超えるんですよ。年間ですよ、1年間。2人を雇用することで1,000万の投資を人件費としてなされていると。これに対しての費用対効果をどう思っているのか。何か、ずっと同じこと言うてはるんですよ。コンテンツの洗い出しやとか、インターネットに出すんやと、ずっと一緒のこと言うてはるんですけれども、笠置のいつメリットになるのか、本当に聞きたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

現在行っている観光行政が、いつ笠置にとってのメリットになるのかという御質問だと思います。

少なくとも、情報発信というのはその年度、年度で行っていくものではございません。情報発信はずっと続くわけでございますから、一気にそれが何年先にこういう形でメリットにつながる。こんだけのお金が入ってくるといようなことを予測することというのはできないわけですが、できるだけ多数の関係人口をつくっていく。来町者を増やしていく。それから、

そういう方々に町内を歩いていただく。そういうことによって、町内の事業者さんの活性化等々にもつなげていきたいということを考えております。

例えば、近隣の町村で情報発信されていて、それが何かあることをきっかけに大きな部分になるというようなことは、よくあることでございます。とにかく情報の発信をきちんとしておくということで、少しでも来町者を増やしたい。笠置町に関心持っていただける方を増やしていきたいということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 町長、今の答弁じゃ、なかなか多分理解ができないんですよ。さっきも、初めの質問でも、何て言ったらいいんだろう、政策ですから、ちゃんと数字当てはめて、期日当てはめて、マニフェストにしていただかないと、誰も分からないんですよ。町長の妄想とか空想とかに投資しているみたいな話になってくるじゃないですか。そんな事業ってあります。長い目で見ていただかないと。実質的に町に還元されるのは、いつになるか分かりませんというのは、あまりにも僕は事業として無責任じゃないのかなと。そこに確かな投資をして、それに対するリアクションは、こういうことがあるであろうということがあって、初めてそこで原資を投資するわけですよ。いつまでこういう見えない投資、何年後か分からへんけれども、返ってきたよみたいな、それはもう無理ですって。そんな時間、笠置に残されていないんですって。

人件費だけで1,000万円以上つすよ。これ高いと思わないですか。僕は思います。だって、見えないんですもん、結果が。端的に、僕が毎朝、あれ10分ぐらいなんですけれども、時間かかるの、多い日やったら2万人の人がツイッター見てくれるんなですよ。これ経費ただです。3年間続けたら5,000人のフォロワーさんになったんです。その方々が、毎週笠置に来てくれる人、定期的に来てくれる人、遠方から来てくれる人、これ実態分かるんですよ、3年やったら。一個人が毎日思いを持って、そのことをしたらリアクション変わってくるんですよ。

でも、町長、1,000万円を年間投じて、2人の人間を雇って、行き先分からないとおっしゃる。これはあまりにも無駄遣いなんですよ。そうじゃないですか。企業人でもそうですよ。ユーチューバーをつくっていくって、僕いいと思うんです、ユーチューブ頑張ったら。でも、登録者みたら、すごいかわいそうなんですよ。ちょうど僕、同じ時期に始めました。僕、今850人ぐらいいるんですよ。何円使ったんですかって、3年間で。1人当たり360万ですよ、活動費入れて、掛ける3ですよ。これでも1,000万円以上使ってい

るんです。そして、その方の人生3年奪っているんです。そういう事業をやっているんですよ。同じ3年ですよ、僕と。片や経費ゼロ。本当に真剣にやって観光をしてくださいよ。施策を考えてくださいよ。住民のこと考えてくださいよ。笠置に来る人のこと考えてくださいよ。なぜやらないのか。お聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

なぜやらないのかというのは、イベントでございますか、それとも観光政策全般の話ですか。今、観光政策の話ずっとおっしゃっていたんで、観光政策のことやというふうに理解させてもらってよろしいですか。反問権がないということなんですけれども、まず、イベントにつきましては、いいですか。

（「議長」と言う者あり）

議長（大倉 博君） はい。

（「議長からでもいいで、質問の……」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ちょっと今、答弁しているから、ちょっと答弁終わってから。

（「明らかに違う答弁、明らかに違いますから」と言う者あり）

議長（大倉 博君） はい。

（「坂本議員の質問の趣旨から明らかに外れています」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 取りあえず、答弁終わってからのしてください。

町長、どうぞ。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございますが、少し私、理解足りなかったのかもしれない。

なぜやらないのかという御質問でございます。イベントのこともおっしゃっていたので、まずイベントについてお話をさせていただきますが、これは来年度に向けた取組ということで、現在、話を取りまとめてくださいという、計画を立ててくださいということでお話をさせていただいております。

それから、マニフェストといいますか、観光行政の考え方そのものですが、数字には直接はすぐには見えない。それではいかんという話ですが、少なくともいろいろな形の笠置町の魅力というものを町外に発信していくということは、非常に大切なことやと思っています。どのような方が、どのような形でお見えになるのか。笠置町の魅力、感じていただけるのか。それは、今ここで全く未知数でございますが、ただし、笠置に魅力のあるコ

コンテンツがないのかといいますと、非常にたくさんのコンテンツがあって、それをきっちりと整理した上で皆さんに見ていただくと、百花繚乱的なその観光マップというようなものよりも、それぞれきれいに分類した上で笠置町にはこういうものがあって、こういう魅力がありますよというものをきちんと町外の方にアピールしたいという思いでございます。

それぞれいろいろな趣味を持っておられる方、関心を持っておられる方おられるわけですから、そういう方に少しでも目につくような形手の観光行政の進め方というのをやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） この夏、観光客のお客さん減りましたが、来年度は花火大会含め、夏のイベント、やっていかれるのかどうか、予算計上していただけるのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 来年度の花火につきましては、先ほども御説明させていただきました。現在、和束町がどのような形で警察と協議されたのかということについて、まずお話を聞いてきていただいています。それから、木津川市が11月だったと思うんですが、かなり縮小した小さな花火大会をされるということなんで、そのことについても警備の状況、警察との打合せ等々のこと聞いておりますんで、できるだけ早いうちに警察署との協議を始めて、来年花火大会ができるようにということで、予算措置について準備を進めているところでございます。

ただし、どのような形態になるのか、具体的なまだ提案というのはまだできないわけですが、来年度当初予算では花火大会については予算化していきたいというふうに考えておりますんで、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 観光施策や観光事業を立案する際の仕組み、笠置町の行政の中でどうやって企画を立案して実現させていくのか。そのプロセスはどのように行われているのかお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

観光施策、観光事業が立案されてくる際の庁内の仕組み、行政内の仕組みということでございます。これは基本的に、原課から事業案等々の提案が上がってくるというのが通常の形でございますけれども、一定の事業、例えば、広域連携の事業なんかについては私の指示に

より行うことということもございます。また、重要事業と申しますか、マニフェストに関わるような事業についても、私が具体的にこういうことをしてほしいということで指示を行っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 議長、すみません。お願いですんで、質問に対しての答えを求めているのだと思います。議事進行をよろしく願います。

僕は観光施策、観光事業をやることについてのプロセスをお聞きした。違いますかね、議長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

観光施策につきましても、一般的な指示と、それから、原課からの提案と、これは全く同じプロセスでございます。観光事業だけで答弁しろということでございますんで、改めてお話しさせていただきますが、基本的には観光施策についての提案というのは原課から上がってくるわけでございます。当然ながら原課ということですから、商工観光課の中での提案ということになります。

それから、ほかに私のほうからこういうふうな形で事業を進めてくださいと、検討してくださいということをお話しすることもございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

今回、食のイベントというのが、この9月までの間に町長、やりたいみたいな話をいこいの委員会か何かのときにされたんですよ。ああ、しはるんやなど、多分いろいろな議員さん思ってたと思うし、僕も思っていました。それが、この9月議会の途中で、いきなり追加議案で上程されるという話を受けて、ましてや、6月に申請を出して、8月に採択を観光庁から受けましたという報告を受けて、どういうプロセスで事務進んでいるのかなど。僕、監査もさせていただいていますけれども、あまりにもちょっと無神経で無秩序やなど、不信を抱いておるんですよ。ましてや800万円の予算を国に知らず間に請求して、もらって、ほんで、あとはマルかバツか議会で決めてねみたい。そんなことでいいんですか、公務員の仕事って。町から188万円の出費があると。こんな土壇場で、しかも、あと2か月後には実施しなければなりません。年度末までに終わらなければなりません。議員、これを決めてくださいと。あまりにも乱暴だと思うんですよ。だから、今回こういう質問させていた

だいている。

二元代表制って何なんですかね、町長。僕らはマルかバツか、その日に来て、自分の感情で町の行く末をやるんですか。しかも、これ2次募集でやられたと。じゃ、1次募集出してないんですか、どうなんですかね。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

1次募集については、町からの申請はいたしておりません。ただし、町内のまちづくり会社のほうからは、たしか申請が出ていたと思いますが、これは棄却といたしますか、採択されなかったというふうに聞いております。報告受けています。

確かに、おっしゃるとおり、準備期間等々含め、町内の事業者さん、それから、関係団体の皆さん、それから、議会の皆さん方について十分説明して御議論いただくだけの時間、御理解いただくだけの時間が取れなかったということで、今回、提出議案としての提案を見送らせていただいたと。おっしゃるとおり、少し荒っぽいやり方をしてしまいました。これについては、申し訳なく思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 少し荒っぽって、少しじゃないんですよね、僕たちからすると。笠置町の予算の中で800万円って、やはりでかいんですよ。令和6年に、このままやったら、ふるさと基金が100万円ぐらいになるという中で、うちが188万円支出するというのはでかいですよ。僕はそう思っています。その中で、用意ドンでやるような10年続いたイベントをやめてまでやるようなことってあるのって思いました。

で、それこそ22日、その前の議運ですかね、議会運営委員会の時に資料を頂きました。心配になったんで、町にある商店さんとか企業さん、声かけてみました。「知っていますか」と、「町、こんなこと言っていますけど、知っていますか」、誰一人知らん。びっくりした。僕、だまされているみたいなもんなんですよ、事前の説明で、やれます、できます。町の事業者さんも名前入っているんですよ、申請のときに。当然知っているもんや思うじゃないですか。協賛、誰々、協力、誰々って全部名前入っているんですよ。でも、その人たち知らないんですよ。そんなこと公的にやっていいんですか。後づけ。でも、国にはその資料で提出しているんですよ。それが公共事業なんですか、お聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

町内の事業者さん等々について、きちんとある程度のお話はしてあるのかということも含めて、私も確認をしました。まだお話できていないところが幾つか残っておるということやっただけですけども、町内の食堂というか飲食の方については、簡単にお話をしてあるということだったということでございます。事業内容についてはいろいろな意味で将来性がある、また、お金を落としてもらえる事業やというふうに思いましたんで、進めさせてもらおうと思いましたが、全ての団体ではなくて一部の団体だけですけども、まだ話ができない、話ししていないということもあったんで、これはちょっと間に合わへんということで、議案の提案取りやめさせていただいたという経緯がございます。

確かに、もっと時間かけていろいろ事業者さんや住民の声、いろいろな各種団体との協力というふうにするのかというようなことをきちんと詰めてからお話をさせてもらえるようなことがあればよかったんですけども、取りあえず、今の段階で、現段階では無理やという話をさせていただいたんで、御理解いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

あのね、町長、ほんまに議場で、うそつくのやめましょう。僕ら、そのとき、ジビエに関わる業者さん会ったんですよ。「こんな事業知っているのか」と言うと、「知りません」と。今回、町民さん知らないかもしれないけれども、ジビエの町、笠置をつくるというふうな話を僕らはお聞きしたんですよ。でも、この町でジビエを売っている業者さんが、このイベント知らないんですよ。一部の事業者さんというけれども、肝心要の出すところが知らない。どうやって安定的に供給するの。それで、飲食店に行きました。そのとき、西議員と議会終わりでコーヒー飲みに行ったんですよ。唐突に質問したんですよ。「こんなイベント知っていますか」「そんなん初めて聞くで」と、「いや、こうこう、こういう内容で」と、「私のところは、それはできひんな」と。何してたんですかと。それで800万使おうと思っていたんですか。どうなんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

（「坂本です」と言う者あり）

町長（中 淳志君） ごめんなさい。すみません。失礼しました。坂本議員の御質問でございます。すみません。申し訳ない。

町内事業者さんのことについても、材料の確保等々もでございます。それから、基本、メニ

ューをつくって、それを出していただけるような飲食店さん、お話をしておりますかということも確認もしたんです。ジビエの業者さんについては在庫を持っているから大丈夫やろうと。大丈夫やろうということでやっていいのかなと。この事業をちゃんと説明してあるかというふうに確認したら、そういう事業しはるんですかという照会があって、聞いてはるんやと思いますという話で、非常にあやふやな話になってきました。猟友会のほうにも、まだ話もしていないという話でした。飲食店は何件か回って説明をしましたということやったんですが、その飲食店の名前を挙げてあるというような内容でした。果たして、これで事業、予算措置してやっていけるのかなということに疑問がありましたんで、いろいろ考えた上で、この事業は見送らんといかんと、実施ができへんということで、事業提案するのはもうやめさせていただくということで、本来もっと早くから事業提案をさせていただいて、枠組みをつくりながら、住民の皆さんにも理解得ながら、事業者の皆さんの賛同を得ながらいうことをやっていかなあかんということで、今回は予算は上程しないと。ただ、基本的な企画については、また、来年度改めて検討し直すということで、また今、考えておりますんで、御理解いただきたいと思います。どうも申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、議会で、うそはつかないでください。これから先の行政を担っていくに当たって、誠実な行政活動を行っていただきたく思います。

一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

暫時休憩で昼、13時30分から開始します。

休 憩 午後0時19分

再 開 午後1時30分

議長（大倉 博君） 再開します。

次に、6番、田中良三議員の発言を許します。田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

通告に従い質問させていただきます。

コロナの第7波は、だんだんおさまりつつありますが、新型コロナウイルスワクチン変異株の5回目の接種と若い人たちの今後の接種予定を聞かせていただけますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

オミクロン株対応ワクチン接種についての御質問だと推察しますが、初回接種、1回目、2回目を完了した12歳以上の全ての方を対象に1回接種するもので、現在、10月下旬頃から11月中旬をめどに集団接種を実施する計画で調整中でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

これ、私、通告に書かへんかったんやけれども、インフルエンザとこのコロナワクチンの接種を無償化するいうて、どこの県か、2日か3日前に発表されましたわね。京都府では、そういう計画はあるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、現在、京都府でのインフルエンザワクチン接種の無償化については、申し訳ないですけれども、ちょっと把握しておりません。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

ノババックスワクチン、飲み薬など、新薬の効果、副反応についてお聞きします。

これらの新薬について、笠置町では今後使用される予定はあるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問ですけれども、ノババックスワクチンについては、先ほどの由本議員のときにもお話しさせていただいたように、現在、京都府の接種会場でのみ接種が可能ということですので、笠置町では現段階ではファイザー社製のワクチンのみでの接種体制となっておりますので、使う予定はございません。

それから、飲み薬のほうにつきましても、笠置町が使う、使わないではなくて、また、医療機関のほうでのことになりますので、町が使う、使わないということではないかというふうに思います。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、飲み薬で認証されている薬は何個あるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの御質問ですけれども、飲み薬につきましては、現在、

令和3年12月24日に特例承認された経口抗ウイルス薬モルヌピラビルというものと、令和4年2月10日に承認された販売名がパキロビッドパックという、すみません、この2つが今、特例承認されていると認識しております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

この今、接種されているあれなんて、ほとんど発生した中国とインドの試薬が、薬は全部そこからいろいろな国、日本へも来るし、アメリカへも行くし、入っているんですが、日本でそういう薬はつくる予定、そういう原料をつくる予定はあるんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中良三議員の御質問にお答えさせていただきます。

つくるのかどうかということなんですけれども、国のほうでは、そういった国内での飲み薬の開発ということで進めておられるかと思えます。本日の、今日の新聞のほうでも製薬会社のほうで最終段階に入ったような報道もありましたので、それぞれが飲み薬の開発をされているのかなというふうに思います。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

どういふのかな、その原料は87%が中国の発生したところから、それで、13%がインドからで、原料は供給されているはずです。それで、アメリカもつくりたいんやけれども、原料が間に合わへんさかいというて、中国とインドから仕入れている状態だと思うんですよ。もうその質問はよろしいです。

それで、続きまして、地方創生臨時交付金についてお聞きします。

この交付金においては、マスク、消毒液等の購入等、コロナ蔓延により打撃を受けた業種の雇用維持のほかに、他の自治体においては、花火大会開催、公用車の購入、モニュメントの設置など、コロナ対策と関連性が不透明な事業への支出が見受けられ、指摘されておりますが、笠置町においては、今までどういった事業にこの交付金を充てられましたのか、改めてお聞きします。

議長（大倉 博君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付申請などの取りまとめを担当しております企画政策室より、全般的な部分についてお答えさせていただきます。

なお、個々の事業の詳細につきましては、所管課よりお答えをさせていただきます。

さて、笠置町におきまして、本交付金を活用した事業内容の主なものとして、アクリル板の購入やウェブ会議の環境を整えるなど、我々職員間の感染を防ぐ事業をはじめとして、避難所のトイレ改修や公共施設におけるトイレの自動水栓化などの衛生面の改善に対する事業、また、備蓄マスクの購入や災害時用のトイレの購入など、有事に対応した物品の充足にも配慮した事業、そして、町内事業者や住民の家計を支援するプレミアム商品券事業や子育て応援給付金事業などの住民の方々に直接的に支援する事業などを実施しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

岸田総理は、地方の実情に具体的に接している自治体の判断を尊重する制度が、国民が納得する使い方を考える姿勢は大事だとありますが、私、笠置町の場合、全部見て、1つだけ、この道路管理事業に998万6,000円の補助金のうち、補正のうち85万5,000円が使われているんですけども、これは関連はどうですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

道路管理事業との活用ということで、先日の議会において補正予算で計上させていただいて、御承認をいただいた件でございます。

同じ説明にはなりますが、現在、入札参加資格申請書、いわゆる指名願を紙ベースで申請受付を実施しているものを電子化整備することにより、来庁申請者の抑制において接触機会を軽減し、新型コロナ感染症対策はもとより、申請者の経費と事務軽減を目的に整備するものでございます。まだこの前、補正が通ったばかりですので、これからの事業になるものです。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 町長に1つだけ、この今、言うた金額のやつ、地方創生臨時交付金として使うの、町長はオーケーと考えておられますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

道路管理事業の中で入札資格の申請手続の電子化ということで、体面の手続を廃止して電

子化、入札参加資格審査申請書の電子化ができるようにというような形での対応に変えていくということですが、用途についてはあらかじめ関係官庁のほうに確認しているはずですので、特に問題ないというふうに認識しております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） まあ、あれや、私も、この問題、もうあんまり言いたくもないし、あれです。

それで、次の災害情報の提供についてをお聞きします。

気象庁のホームページで、気象情報・警報のほか、台風情報、土砂災害警戒情報、災害情報をはじめ、情報を掲載されておりますが、笠置町でも高齢化が加速し、パソコン、スマートフォンをお持ちでない方もあり、これらの情報を手にいれることが困難な方も多数見受けられますが、町はこれらの方に対して、どのように情報を提供されておりますか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

うちのほうの情報提供につきましては、防災行政無線を活用しております。さきの議員さんの御質問にもありましたように、先日の警報発令時にも防災無線を使わせていただきました。それ以外でも、笠置テレビでのお知らせ情報というのも考えているところであります。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 田中です。

この前の14号のとき、南山城村、和束町、木津川市、情報警報が発令されて、テレビのところにも出たのに、笠置町はこういうのをなぜ、この言い方したら悪いけれども、村と和束の間に挟まれていて警報が発令されないんですか。これは、もうここの笠置町の場合、発令するのは笠置町で基準をつるんですやろう。結局、向こうから言うてくるんじゃないですやろう、その気象庁が。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の田中議員の御質問ですけれども、警報自体は気象庁が発表されます。先日、テレビのテロップなり、テレビの外枠のほうに流れておりましたのは、避難所の開設情報であったかと思えます。南山城村さんは、警報発令と同時に避難所を開設されたというふうに聞いてお

ります。和束町さんも夕刻までに避難所を開設、木津川市さんもそのように聞いておりました、テレビの画面に出ていたのは避難所の開設情報かと思っております。警報自体は笠置町の基準ではなくて、気象庁が設定した基準によりまして発表されております。

そこに笠置町が入ってなかったのは、町内防災行政無線を使いまして、自主避難を先に呼びかけさせていただきました。高齢者避難情報というものを京都府さんのシステム上に入力した時点で、そのシステム上からテレビのほうに情報が流れるということとなっております。多分、避難情報と警報の情報と、ちょっと勘違いされているのかなと思いますけれども、今のようなことでテレビのほうは避難情報ということで流れていたというふうに認識しております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

下手なこと言うたら、南山城村なんて、すぐ避難メール出るように、和束も時たま出るけれども、笠置なんて私、笠置町の避難メール見たことないし、出したことありますか。いや、私はね、南山城のはほぼほぼ、災害のあったときのほぼ出るの見るんやけれども、和束も時たま見るけれども、笠置町の私、見落としているのかどうかしらんけれども、避難メールって出たことあるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日の警報の際には、メールでのお知らせではなくて町内の防災行政無線を使いまして、午後4時に避難所の開設をお知らせさせていただきました。避難に配慮が必要な方につきましては、包括支援センターのほうの職員のほうから直接連絡をして、避難される場合は送迎もさせていただいたところです。

うちのほうでも、もちろん高齢者避難情報であったり避難メールのほうは使わせていただいております。ただ、先週については明るい時間帯であったため、風等もそんなにきつくなかったこと等もあり、降ってなかったということもありまして、まずは防災行政無線を使わせていただきました。

お知らせメールにつきましては、昨年度7月、8月発生しました台風なり警報発令時に避難情報のお知らせをさせていただいておりますので、使ったことがないということではございません。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 防災無線の聞き漏らしや耳や目の不自由な方への情報提供は、どのようにして通達されるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線につきましては、再放送ということをしておりませんが、通常のお知らせでしたら、当日、2日ないし3日、同じ内容をお知らせしている場合もございます。ただ、こういう緊急時の災害情報につきましては、聞き漏らしというところ、役場のほうで把握できるかという、そうではありませんので、テレビなり防災無線の内容で警報が発表された後、避難情報を御確認くださいというお知らせをさせていただいています。

警報の状態が変わったり夜間になりましたら、放送させていただいておりますので、その都度、何回も何回もということではございませんけれども、危険度が高まったり警報の種類、例えば、大雨警報プラス次、洪水警報であったりとか、内容が変わった時点でお知らせさせていただいております。

耳や目の不自由な方に対しては、防災行政無線だけでは足りないというところもございますが、御家族や御近所の方の御配慮をいただいているのか、今そういう方から何とかしろという御意見というのは今、いただいております状況ではございません。ただ、配慮が必要な方ではありますので、対策としては考えていく必要があると思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

町民の生命大事ですし、よろしく願いしておきまして、続きまして、キャンプ場につきお聞きします。

9月になり、立て続けに台風が発生しています。幸い笠置町には大きな被害はありませんが、以前、木津川の増水によりキャンプ場が浸水し、修繕されましたが、今後、河川のオープン化に向けて事業が進められますが、増水により浸水した場合の修繕費についてはどうお考えですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

オープン化以降につきましても、町が国から河川占用許可を受けることに変わりはございませんので、オープン化後のキャンプ場の運営形態は未定でございますけれども、町もしくはキャンプ場の運営者が修繕することになろうかと思えます。

修繕費の支出につきましては、運営形態と町との間で幾ら以上は町、また、それ以下は運営者でという取り決めをすることも可能かと考えております。オープン化までにそういったことにつきまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

キャンプ場のところ、ほぼ浸ったところで、笠置町が今までほぼ全額笠置町が土砂取るのも、土砂入れるのも、土入れるのも笠置町の金でほぼ入れていますよね。その観光協会が入れたとか、金入れたとかいうのは、ほぼあんまり私は聞いたことないんですよ。金額は入っているかもしれませんが、大部分の金は笠置町がやっているはずですよ。これについて、次、オープン化に向けてやらはるとき、契約とかきれいに書いて、見直してできますか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問でございます。

令和元年度に直近では修繕している経過がございます。その際には、町からの補助金もございましたけれども、観光協会が自費で修繕された部分もございます。

今後の話でございますけれども、先ほども申し上げましたように、今、田中議員のほうからもおっしゃっていただきましたように、契約の中で幾ら以上は町で、それ以下は管理運営者でというような取り決めをしておくことは可能かと考えますので、オープン化までにはそういったともしっかりと検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

ほんで、このキャンプ場の出入口の狭さは問題ありますが、以前、私、非公式で町長としやべったことあるんですけども、一方通行にするというのどうですか言うたら、1回検討してみるわいうので検討いただいて、その検討からいっことも進んだことないですし、この問題、一方通行の問題どうですか。どういふのかな、入り口からは運動公園のところやから広げることできるけれども、一番下の大事な線路のところは広げることできひんから、どうしても一方通行のままでしかない、できひんはずです。これどういふ具合に計画持ってはりま

すか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問でございます。

キャンプ場進入路についての御質問ですが、伺っておりますと、具体的な計画ではなく対岸に橋を架けて一方通行にするのも一つの案ではないかと、以前に話があったと聞いております。河川や鉄橋等、地理的要件が絡み、なかなか困難であると判断され、具体化には至らなかったと思います。

現在、具体的な計画はございませんが、検討課題であると認識しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 現在のガードマンが誘導しているのでは、その時期になると危ないと思うんですよ。これどうしても、どういふのかな、スムーズに進む方法を考えてもらわんと、一番、町民の方が危ないと思うんですよ。

それで、私、これをまた何か進めてもらえるように考えていただいて、私の質問を終わらせてもらいます。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

次に、7番、西昭夫議員の発言を許します。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

通告に従って質問していきます。

ほかの議員と質問が重なったりするところは、順番を入れ替えたりとかさせていただきます。

まず、防災についてお聞きします。前回の質問からの引き続きのような形にはなるんですが、質問させていただきます。

平成27年3月に笠置町地域防災計画が策定されました。本計画に係る実施状況等についてお伺いします。

計画の周知徹底について。

職員及び住民の方に対して周知徹底する旨の記載がありますが、実施状況はどうか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさ

せていただきます。

地域防災計画自体の周知ということではございませんが、その後作成いたしましたハザードマップにつきましては、昨年度、各戸に配布いたしまして、また、笠置テレビもこの夏、テレビでの放送もさせていただいたところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

前回は質問させてもらいましたが、町民を巻きこんでの住民参加型の防災訓練を実施する計画はありますかという問いで、今年度はない。来年、今、このちょうどええ時期やと思うんですよ。これが終われば、来年度の予算の策定に入ると思うんですが、来年度はどういうふうな、盛り込まれるか教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難訓練につきましては、以前から幾度となく御質問いただいておりますが、なかなか実施できていないというのが実情でございます。今もおっしゃっていただきましたように、本年度につきましては、実施するという予定にもなっておりませんでした。ただ、9月に府の防災訓練等がございまして、参加もさせていただきましたが、やはり全体として必要ではあるという認識は新たに思っておりますので、来年度、消防団の方に御相談して、進められたらというふうに考えます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これはこうしろと言うてはいるわけではないんですが、提案で、僕もちょっといろいろ考えてみたんですね。例えば、正直言って、僕、非常持ち出し袋、家に袋はあるんですが、中身が入ってなかったんです、見たら。ネットで見ても、28品目で9,000円ぐらい、1万円ぐらいでいろいろなものが入っています。そういうのが売られています。

ただ、そういうのを、いろいろほかの人にも話ししてみたんですが、これ避難するときに、先ほども笠置は雨もなかって、風もそんなに吹いてなかったということがあったんですが、雨のとき、これ避難場所に行くのに傘差していくのか、かっぱで行くのかから考えなあかんと思うんですよ。

で、この前も言いましたが、ロールプレイングみたいに、じゃ、あなたの家から避難場所

までどのくらいかかりますかみたいな質問があったりとか、その通り道に倒木の可能性があるところはあるかと、危険な場所はありませんかと、水があふれて通りにくくなるようなところはありませんかみたいなのを質問形式で、避難訓練というのを大きく最初はしなくてもいいと思います、今の笠置ではね。まず、例えば、集まって座学するとかね。例えば、笠置の場合、住民が1, 200人切った状態なんですけど、全員参加というのは無理かもわかりませんが、例えば、1, 000人が経験するのが一番いいんでしょうけれども、例えば、1割の100人が経験したとなると、もし、いざというときに、そこに10人集まったとしますよね。その中に、これ平均ですけども、1人は座学を受けた人がいるかもわかんないですよ。その人が得た知識で、ほかの9人を安全な方向に導いていくということもできますよね。実際に、行動する訓練というのもあっていいと思います。

そんないろいろ自分でも考えてみたんですが、例えば、非常持ち出し袋、これ男性、女性、子供、大人でも中身が変わってくると思うんですね。そうすると、1人1個持たなあかんのか。家族4人やったら、家に4つ非常持ち出し袋がないとあかんのかとか思いますし、それはいろいろ聞いていると、じゃ、雨の日、避難するのに、長靴履いて行きますかって、当然そうやろうと僕は思うんですけど。やはりある人が、これ、皆さん知ってはりました。雨の日でも長靴履かんほうがええいというの、知っていました。ですよ。なぜかという、増水したときに長靴に水が入るんですって。ほな、余計歩きにくくなるんで、普通の靴、スニーカーとかがいいらしいですよ。避難所に持っていくのはオーケーなんかもわからないんですけども、そういうのもやはりこうやって調べてみないととか、知識ある人としゃべってみないとやはり分からないんですよ。

座学やったりとか、実際に集まってもらって、どうでしたかというアンケート形式で書いてもらおうと、多分、防災意識は今よりは高くなると思うんですよ。

それで、例えば、消防団との連携、これね、防災倉庫の点検とかもオーケーやと思います。この前も言っていましたが、防災倉庫の分散をちょっと考えていただきたい。これこの前、質問あったんですが、それ今のところ、どういうふうな、そこまで行っていないですかね、ちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ案をいただきましてありがとうございます。分からないこともたくさん出てくる

かと思いますので、また教えていただけたらと思います。

備蓄倉庫、防災倉庫ですけれども、先日、総合常任委員会の方でもお話しさせていただいたかと思うんですけれども、今、実際あるのは東部の倉庫、それから、備蓄品につきましては、旧の保育所である、すまいるセンターのほうに一部保管しているだけとなっております。

それぞれ分担されるということもありますので、倉庫につきましては増設したいというところは考えているんですけれども、なかなか浸水深のことを考えたりとか場所のこととかありまして、進めていないというところが現状です。

それぞれの地区の集会所のほうにも一部保管はさせていただいていたこともあるんですけれども、区のほうで管理が難しいとおっしゃるところもございますので、そういうましても、やはり集会所が避難所としてもあるところですし、また、区長さんともお話しさせていただきながら、集会所に幾つか置かしていただいたり、その集会所の併設するところに簡易な倉庫でも置くことができたりというふうなことも考えております。

いずれにしても、できるだけ早く分散であったりとか増設というところは考えているんですけれども、今のような理由によりまして、なかなか進んでいないというところが現状でございます。取り組んでいないということではないんですけれども、ちょっといろいろな御意見いただきながら、早く進めていけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

確かにそうですね。人口も減ってきて、消防団員も減ってきて、職員も少ない。なかなか点検、維持管理というのはなかなか難しくなってくると思います。ただ、やはり人口が少なくなってくると、やはり負担というのは万遍なくみんなで負担せなあかんのかと思います。やらなあかんことは、多分大都市でも小さな町、自治体でも一緒やと思うんですね。ただ、その1つに係るキャパが小さくなるだけで、やる項目というのはそんなに変わらないと思います。まさに、これ消防団に負担をかけるわけではないんですが、その消防団でも月1回ポンプ点検、必ずどこの部でもやっているんで、それに併せて見るだけとかやったら、そんなに負担にならないと思うんで、そこは消防団とちょっと連携取ってもらわなあかんのですが、点検というのは、もしかしたらできるのかなというふうに思います。

町民を巻き込んだ防災訓練について言えば、例えば、先ほどもほかの議員からの質問もありましたが、要介護者、これね、今、個人情報何やらで、誰々が、どここの家は病人がいてるって、なかなか教えてもらえない。消防団でも教えてもらえないというのが現状なんで

すが、例えば、防災訓練、避難訓練等を町全体でやろう思うたらちょっとしんどいですよ。日を変えて区単位、南部が一番大きいですが、ほかのところは区単位でできるのかなと。ほなら職員の負担も少ないのかなと。毎年これを繰り返していけば、もっと職員の負担は減ってくるのかなと。何でかいうたら、住民の知識とか意識が増えてくるので、そこはやはり最初、今までやっていないので、最初の1回目、2回目はしんどいと思いますが、そこはやはりやっていかなあかんのかなと思います。

そういうときに、要介護者がいるんやったら近所に声かけしましょう。隣の人の家は分かってするわけじゃないですか。あそこのおっちゃん、おばちゃん、ちょっと体悪いねんと。そやけれども、よそには言えないわけですよ。でも、じゃ、避難するときに声かけぐらいはできるわけですよ。実際に避難訓練で避難せんでも、声かけというのを避難訓練の一つの行動としてやるというのは大事やと思うんです。そういうのもやはりこうやって話ししながら項目をつくっていくとか、実際にやってみて、ああ、ここ足らんかったな、これは要らんとか、こういうルートはあかんとかいうのを検証しながら、いいものにつくり上げていくというのが大事やと思うんで、ぜひ来年予算化して、何らかの形でいいんで、実施していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そこで、防災について2つ目、各地区の防災上の課題についてお聞きします。

各地区の実情に応じた対策を取る必要があると思われませんが、町の考え方及び予算措置の状況についてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

各地区の防災上の課題でございますが、先日の区長会、開催させていただいた中でも、防災に限らず、それぞれ地区の住民の方が皆さん高齢となっておられますので、区の出会いや水路清掃自体が、もう難しいというふうな発言が多く、ほんどの区でありました。

この防災に関してもそうですけれども、同じで、高齢者の方が高齢者の避難の誘導であったりとか支援をすると、介護でもそうですけれども、お互い高齢の方が、高齢の方を、また元気な高齢の方が支援していかないといけないというような状況なんだろうと感じております。

先ほど言っていました要支援者の方につきましても、同じような状況かと思いますが、一番大事なのは、昔みたいに隣で何をしてはるかが分かるような状況というのが一番い

いんだろうなと思っております、数年前に岐阜県でしたか、長野県でしたか、大きな災害があったときに、助かったのは隣組さんであったりとか、一番身近な御近所の方が救助に入った、避難の案内をした、あそこのおばあちゃんは、ここの部屋で寝ているから、まだ土砂崩れがあっても大丈夫やというような情報を持たれていたということですので、課題ではありますけれども、その課題、高齢者ばかりやという課題はありますが、その課題で昔からの付き合いがあることをちょっと有利なほうに考えないといけないのかなというふうに思っております。

予算措置につきましては、今、言いましたように特段、今年度は備蓄品というか総備品というところで購入はしておりますが、来年度、どういった費用が必要なのかというところも検証しないといけませんし、さきの防災、非常時の持ち出し袋もそうですけれども、費用をかける、また、かけなくてもできることというところからも始めたいなと思っておりますので、ちょっと予算措置につきましては、これからの検討とさせていただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

確かに、大変やと思いますが、このよく国で言われる自助、共助、公助と言われるやつがあるんですが、阪神の震災で助かった人、または助けたというのを何かパーセンテージで出ているんですが、自助、家族を含めて自分でどうにかしたというのがおよそ70%あったそうです。共助、近隣の人を助け出したというのが30%あったそうです。これでほとんど100%になるらしいので、多分公助はその後、全体を底上げしていくという意味の公助だと思うんですが、隣近所を知っているだけで30%は助けられるということなんですね、阪神の震災でも。やはり大事なんで、やはり何らかの訓練というのはやっていただきたいし、それが地域の防災上の課題の数ある1つを解決していく上でも大事なのかなと思います。

実際に、例えば、各地区、笠置には6地区ありますが、各地区から町に対して要望とかも上がっているんでしょうけれども、僕が個人的に思うのは、やはり一番最初に手を入れなあかんのは、切山地区とか飛鳥路地区なんかだと思います。切山の場合は急傾斜地、山の上にほとんどの家があったりとかして、下りていく道が離合しにくい。できないことはないんですが、離合しにくいつづら折りの道と、あとは山の上に逃げる道がありますね。例えば、飛鳥路地区にすると、雨で増水で橋がつかってしまと、国道のほうには出られない。線路沿いには道はあるけれども、車は使えない。車で逃げようと思うと、柳生のほうに行かなあかん

のですが、そこに至る道は半分が奈良県、柳生の道になるので、そこを整備するには、やはり奈良との協議が必要になってくる。道もほぼほぼ離合するところがかかなり少ない。落石もあるということで、新しい橋を架けるといのは現実的ではないと考えると、柳生に抜ける道を整備するというのが現実的なんかなと思うんですが、地域懇談会のときにも、たしか出た話やったと思うんです。住民が、川が増水したときでも、住民が、区民が避難できる場所をつくってくれと。自助の場合、大体1週間ぐらいは食料なりを確保してくれというのが国のほうからの指導か何かあったと思うんですが、そこに区民1週間の食料なり防災に関するものが置いてあれば、その後、川の水が引いたりとか道が復旧したときにはどうにかなるんかと思うんですが、そういうのも要望書には上がっているんですかね、地区からの。そこまでは上がっていないんですかね、ですよ。これ、地域懇談会に行ったときに、そういうふうな話をされていたので、やはりそれは大事かなと。

防災に関しては、町全体でいろいろなことしていかな、分かるんですが、かといって予算の関係上、全部に万遍なくというのはなかなか無理なんで、やはり一番不便なところ、一番困っているところから優先的にするのが、僕はいいのかなと思っています。これについて、町としてどういうふうな考え方を持っておられるか。さっきの答弁と、また重なるかもわからへんけれども、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

各地区、それぞれ要望書の中には現実的にハード面がほとんどであります。今、先ほどの答弁と重なる部分はあるかと思えますけれども、避難の場合には、各地区の集会所なりに備蓄品につきまして、防災倉庫なり備蓄倉庫なりをちょっと隣接するとかいう形で、区長さんや消防団さんのほうとも相談させていただきながら、配備できたらというふうに考えます。

おっしゃっていただいたように、本当に飛鳥路地区の方につきましては、ダム放流等もございまして、孤立することが多々あります。車に乗っておられる方は大丈夫でありましたら、柳生方面から回って来られたりされていますけれども、やはりどの地区も同様に高齢となっていきましたら危険でもありますので、それもできないかと思えますし、そういうところで区長さんと連携取りながら備蓄については進めたいと思っております。

命をつなぐことが一番と思っておりますので、そういうところで十分町のほうでもできればというふうに考えます。お答えになっているどうか、すみません。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

どうしても、町の予算なりの関係でできないことが多いという言い方が正しいかどうかちょっと分からないですが、ちょっと調べてみると、今、国土強靱化で国も動いていますよね。その補助金みたいなものもやはりあるんですよ。これって、例えば、地区の要望で、ここ直さんな、道をどうにかせなあかんというので、検討されたかどうかちょっと聞きたいんですが、僕調べたところでは、これすみません。これ使えるかどうか分からないんですが、防災・減災対策等強化事業推進費というのがあるんですよ。その中に、緊急防災・減災事業債、これあくまで、どこまで行っても借金にはなるんですが、そういうものもあるんですね。たしか、でも、書いてあるのはかなり有利なものみたいで、そういうのも検討されたか。これ今年の分なんで、検討されたかどうかちょっと分かりますか、お願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今の御質問ですけれども、緊急防災対策起債があります。緊防債と言われているものですけれども、庁舎の耐震改修もそれを起債を充てさせていただいております。使えるものもあるかと思いますが、本年度につきましては、この緊防債使う事業としてはないので、予算計上はしておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

やはり町としては住民の生命、財産というのは、最優先になっていると思います。そこを守るためにはいろいろな手だてを取らなあかんと思うんで、来年度は何らかを形にしていきたい、お互いにね、していっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、幼稚園送迎バスに係る事故を受けて質問いたします。

少し前に幼児が幼稚園送迎バスの車内に置き去りにされたことにより亡くなられた痛ましい事件がありました。これを教訓として、笠置町の場合は、町バスを送迎に充てているので、なかなか起こりにくいとは思いますが、これを受けて何か事故が起きないように対策として、何か対策を取られているようなことはあるのでしょうか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

事故を受けて新たにということではないんですけれども、日頃の取組ということで答弁さ

せていただきます。

現在、保育所送迎バスにおいては、保育所の職員が必ず1名乗車をさせていただいています。それから、当日の園児の出欠については、保育所にございます出欠状況表に記録をさせていただいております。また、園児が欠席の場合は、保護者から事前に連絡が入ることになっております。さらに、降車時には、バス内の見守り等、実施をさせていただいているということでございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この前の事故が起きた幼稚園でも、たしかダブルチェック、トリプルチェックに似たようなものがあつたのに事故が起きてしまったということなので、笠置と比べるのは、ちょっと内容的には笠置が起こりにくいのかなとは僕は思っているんですが、僕も今みたいに体がでかいとき、小さいときはそうではなかったのでは、よく僕らのときは奈良交通で保育園まで通っていたんで、そのときはよくシートの下に潜り込んでいました。潜り込めました、小さかったんで。多分、この事件を聞いたときに、もしかしたらシートの下に潜り込んで隠れていたのかなと。車庫に入ってから出てきたらドアは閉まっていた出られへん。声出しても誰も聞こえへんで、熱中症で亡くなられたのかなというふうに僕は想像しました。

ほかの自治体の取組では、例えば、保育園専用の送迎バスがある場合は、乗車するときに靴を脱いで、下りるときに靴を履く。そのときに靴が残っていれば、まだバスに1人、子供が残っているんやなというのが分かるようなことをやったらどうやというのもあるみたいですし、この前テレビでニュースでやっていましたね。クラクション鳴らす。子供の手で押せないんで、お尻で鳴らしたりとか、体重かけられるお尻で鳴らしたりとかやっているのがあつたんで、笠置の場合は町バスなんで、そういう機会もないのかなと思ったんですが、そこで母親の人が言うてはつたんが、これ自分の車でも使えると。ただ、自分の家で子供にそれを、クラクション鳴らすと近所迷惑になるんで、保育園、幼稚園とかでこういう取組をしてもらえるのはありがたいと言うてはつたんで、例えば、子供が小さいときというのは、車から降りるときでも抱きかかえて連れていくんでしょうけれども、ちょっと大きくなると、ちょっと待っててな言うて、エンジンかけたまんま、ロックしてみたいなことがあると思います。そのときにエンジン切れてしもうた、エアコン切れてしもうた、なかなか親が帰ってこないというときに、閉じ込められたということになるんで、そのときにやはりクラクション鳴らせるように、笠置町の場合でもそういう取組をされたらどうかなというふうに思うんで

すが、どうでしょう。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） だたいまの西議員の御質問でございます。

先ほどの件です。笠置町の場合、今現在、最大4名の方が乗車ということで、そういったシートの下に隠れていたとしても大丈夫なのかなと思います。また、今おっしゃっていただいたクラクションを鳴らしたりというようなことは、また、保育所とも相談して、また検討させていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

よろしくをお願いします。何でこの質問したかと言うたら、僕も子供もいませんし、笠置町は子供が少ないので、多分、笠置ではどうなっているんやろうと思うている住民の方がおられると思うんで、こういう質問をさせてもらいました。なので、よろしくまた、お願いします。

次の質問に移らせてもらいます。

3月議会でも補助金についての質問をさせてもらいましたが、それに続く再質問をさせていただきます。

町から各種団体に支出する令和4年度の主な事業に係る補助金の執行状況について教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、笠置町の補助金要綱に基づいて支出していく団体のものとしたしまして、社会福祉協議会への人件費相当分の補助、それから、民生委員協議会であったり身障者協議会等、福祉団体への補助がございます。また、商工会や森林組合、観光協会等への団体の事業補助というものとなっております。

事業の実施に関わりまして、社会福祉協議会さんのほうには老人クラブや身障協等の育成委託のような事業費等も出ております。

それから、まちづくり事業補助金といいまして、各地区のほうの事業に対しまして補助金を予算計上しておりますけれども、今、3つの区のほうから申請は出ております。支払いのほうは、一部済んでいるところもございますけれども、まだ出ておらないところでは

それから、そのほかにつきましては、事業終了時に支払うと、精算払いというところもしておりますので、まだ執行については100%済んでいるわけではございませんけれども、概算払いとして出している団体につきましては、年度末までに実績報告をいただいて、執行状況を確認して確定というところの手続をすることとなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。ありがとうございます。

その補助金に関して、補助金事業に係る実績報告、成果に対して町が指導するような案件はありましたか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西議員の御質問ですけれども、補助事業に係る実績報告、成果等、今年度の分につきましては、まだ出ていないところもほとんどですので、ございませんが、令和3年度の対応の分につきまして、前回のといたしますか、3月議会のときに御指摘いただいたものにつきましては継続してちょっと確認が必要なのかなと思っております。

今、交付申請が出てきている段階につきましては、事業内容の確認はもちろんですけれども、食糧費など、対象外の経費が含まれていないか、支出がないかというところを注意して確認をするようにしております。そういうものが含まれておりましたら指導させていただくというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

3月議会のときにも同じような質問したんですが、その中で、申請のときは、これこれこういうふうに数が減ります、数が増えますみたいな申請の仕方やったんですが、実績報告では減ったと思います、増えたと思いますというのが実績報告で上がってきて、それを受け取られているわけですね。それはちょっとおかしいんじゃないですかという質問を3月の議会でしたときに、「数字で表せるものにつきましては、実績報告のときにつけていただきたいと思っております。確認できる書類をというところで進めさせていただきたい、進めているところでした。追加で徴収させていただくというところも対応したいと思っております」という答弁やったんですね。それが進んでいるかどうかを聞きたかったんですが、今の言われます。いいですか、お願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の西議員の御質問にお答えさせていただきます。

3月議会のとき、まだ実績、不足する書類については、その旨答弁させていただきました。ちょっと最終といいますか、新年度になって、その添付書類のほう、私のほうも確認できておりませんでしたので、ちょっと後ほどまた、担当課のほうにも確認させていただきます。申し訳ありません。ちょっと半年以上たってしまってから、私のほうが失念しておりましたので、申し訳ありません。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これね、別に僕はピンポイントで、これあかんやないか、あれあかんやないかというているわけではないんですよ。たしか、補助金交付要綱のところにも、すみません、ちょっとうる覚えで悪いんですが、税金なので誠意を持って使いなさいとか、ちゃんと使いなさいというような趣旨の文言が入っていたと思います。それを使っているほうも、多分税金やから大事に使わせてもらおうと思ってやっていると思います。行政のほうも、そこはやはりチェックしないと税金なんで、大事に使ってほしいという意味で、この質問させてもらっています。

やはりチェックが入るからちゃんとせなあかん。チェックが入らへんからええかげんでええというわけではないんですよ。ないんですけれども、やはりそういう体制がもう書かれているんで、この交付要綱には、その後も指導していくというような旨のことが書いてあるんで、そこはちゃんと精査していただきたいと思います。

これまた、いつの日にかわかないですが、もう一回確認のために質問させていただきますので、そのときはよろしくお願いします。

3つ目ですが、最後の質問になります。補助金の広報や申請状況について教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

3月議会のときにいただきました御質問のときには、団体の広報等を行っていくというふうにお答えさせていただきましたが、予算上、特段別途の予算計上していなかったこともあって、広く募集をかけているということではできておりませんでした。これも来年度に向けての課題といいますか、予算化に向けて検討であったり、今、先ほど言っておりました団体以外にもあるようでしたら、予算の範囲内で支出も可能なのかなと思っておりますので、そこ

らはちょっとお知らせなり、いろいろな活動していただいている団体というのも、こちらのほうで把握し切れていないというのもございますので、こういう事業があると知っていただきましたら、また、申請ある可能性もありますし、もちろん事業の内容にもよりますけれども、広く募集することがこの要綱上にはいいのかなと思っておりますので、令和5年度に向けて、手だてを考えていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

さっきも言いましたが、ええ時期に質問させてもらったなど、また思うんですが、例えば、来年度の予算まだ始まってないですよ。これテレビ見てはる方とか、見て、ここだと、補助金申請してもええん違うのというところがあれば、皆さん、声かけしてもらえたら、例えば、今のうちに要望すれば、もしかしたら来年度の予算に反映される可能性がありますね。そうすると、執行しやすくなりますよね。なので、ちょっと補助金もらえるん違うかというところがあれば、今からでもすぐ申請なり役場のほうに問合せてもらってもいいですよ。役場のほうに問合せください、はい。

で、何ばか団体は多分、課長も知ってはると思うんですが、そこをピンポイントというわけではないんですけども、この笠置町のこういう方針、例えば、教育、文化、産業、経済、社会福祉、または環境等に関する、これ事業を営み、ここがちょっと文言も変えてもいいのかなと思うところですが、これらの事業を振興を図る目的とする団体、または個人ですよ。なので、多分思い浮かんだ団体は何個かあると思うんです。ここに一回声かけ、こちらからアプローチしてもいいのかなと思っています。いつもお金が足らんとか、何かボランティアでやってはるところが多いので、そこをちょっとでも楽というか、町が思っている今後の笠置の趣旨にも合致するところなんで、そこは積極的にこっちから働きかけてもええのかなと思っています。

先ほど言いましたが、この要綱に載っている、この前、しゃべっていましたが、「事業を営み」というところが誤解を招きやすい文言になっているのであれば変えていただきたいと思います。それと、何か、今、言ってもらえます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の御質問にありました内容ですけれども、今、笠置町の笠置町補助金等の交付要綱によりまして、それぞれの団体さんへの補助金を交付しております。その中の1つに、今、

西議員おっしゃいました教育、文化、産業、経済、社会福祉、または環境等に関する事業を営みというふうな表現になっております。この補助金につきましては、営利を目的とされている事業につきましては交付は考えておりませんし、交付できるものとはなっておりません。ただ、ここの表現上、こういう内容で営利目的でやっているということで申請されても、うちのほうは受け付けられないので、ここは表現的にまずいようでしたら、活動をやっている、こういうボランティアであったり、福祉活動をしているというところにさせていただきたいなど、あくまで営利ではないというところを強調させていただきたいと思っております。

町のこの補助金等の交付要綱の中でもそうですけれども、それ以外でも京都府さんの実施されている補助金、交付金というのもございますので、もし、何かそういう団体のほうからお問合せいただきましたら、総務財政課であったり、総務企画政策室であったりというところが対応可能、窓口というかお伺いできますので、もし、お問合せあったら積極的に御紹介させていただいて結構かと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

笠置町のにぎわいをつくるためにも、そういうところに補助金を出すというのも、積極的にこちらから働きかけて出すというのも行政の仕事かなど。それを提案させていただくのも、僕ら議員の仕事なんかなと思えます。

今後、来年度の予算、うまいこと反映、皆さんの気持ちが反映できるような予算づくりにさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

これで僕の質問を終わります。以上です。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時38分

再 開 午後2時55分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

質問通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

1つ目の大きな項目についてですが、有害鳥獣対策についてお尋ねをしたいと思います。

今現在、有害鳥獣による被害状況、家屋等の被害や農作物の被害等、また、身体に対する

被害など、問題となっている状況について把握している状況を答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

まず、家屋等については、猿が瓦をめくるなどの事例は以前から上がってきており、屋根に上り、ふんをする、ふん害等の被害を聞いております。

農産物については、アライグマや猿などによる家庭菜園の被害、イノシシの田畑の掘り起こしや、鹿においては新芽の食害などがございます。

すみません。今現在のところ、身体に係る被害というのは状況把握はできておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

家屋等も被害がありますので、農産物を作っている方だけの問題ではないわけですね。当然皆さん大きな関心が寄せられておまして、この対策については何とかしてほしいという声は当然大きいと思います。

そういう中で、町としては、この対策で有効な対策は何であると考えているのか。また、ほかの先進地の取組など、学ばれて取り入れるべきものがあるかどうかなど、そういう検討などはされているか答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

具体的な有効対策でございますが、まずは収穫しない果樹の放置や餌となる食べ物を屋外で保管しないなど、餌を与えてしまう機会を極力減らすことが重要であると思っております。また、猟友会によるイノシシや鹿等の捕獲活動は大変有効な対策につながっていると痛感いたしております。猿においては、追いはらいが大きな対策であると実感しており、農家さんの追いはらいや出没の通報があれば、職員による電動ガン等での追いはらいも行っております。

先進地の取組についてですが、大型おりでの捕獲やおりの開閉の遠隔操作などが挙げられると思いますが、費用対効果や維持管理等において課題等をお聞きしながら、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

国のほうともレクチャーを受けたりとか、そういう取組をしている中で、遠隔操作の大型捕獲おりは有効であるとか、幾つか当然有効な手段というのがあるということでお聞きをしています。当然有害鳥獣対策というのは専門家の方もありまして、その有効な取組自体については、ある程度、もう確定してきているんじゃないかとは思いますが。

そこで、問題は財政的な課題が大きいと思うんです。その前になんですが、例えば、追いはらいが大事だとかいろいろ言われましたけれども、例えば、ここには幾つの防護柵が今、要るのか。その総費用ですね。防護柵を例えば建てる場合、どこに必要なのか、それを建てたときの総額の費用は幾らなかののかとか、大型捕獲おりを例えば何台導入すれば、実際に被害を減らしていける台数になるのかとか、そういう想定を今、できるかどうか、財政的なことがあるので、実行難しかったとしても計画というか、シミュレートとして持っておくべきじゃないかと、そういうものは今現在ありますでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

すみません。現在、町内でおりがどれだけあるのかというのは、ちょっと今、資料がないのですが、有害鳥獣の協議会のほうでおりを購入したりとか、そういうことは過去にもしておりますし、昨年ですと電気止め刺し機のほうでもいたしております。その辺の効果があるかどうかについては、今後のそのおりの購入などについても猟友会さんと相談しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

例えば、Aという対策は、ここの地域にしようとか、Bという対策は、ここれぐらいの数を購入して、これぐらいの費用かかるんじゃないかとか、全体として本当に有効な手段、本当にこの猿や鹿、イノシシの被害を減らすためには何をすればいいかというのをシミュレートしないと、財政的な問題としても、例えば、総額幾らかかると、例えば、10年の計画だったら1年はこれぐらいだと、その財源の確保をどうしていくのかとか、そういう議論になっていくと思うんですね。

ところが、全然そういう想定もない中で、できるところからやっていきたいと思いますということでは、なかなか解決に向かわないと思いますし、財政的な課題の問題意識というものも持たない状態で進むことになりますから、例えば、国や府に要望に行くにしても、金額の獲得目

標とかちょっとそういう交渉になっていかないと思うんですよね。なので、やはりそういうシミュレートを、実際何が有効かというのは、ほかの取組とか見ながらになりますし、実際やってみてあまり効果がないということもあるかもしれませんが、そういうことをしないと次の議論、段階に進まないんじゃないかと思うんです。その辺りについては、今後、計画といますか、大体こういう形にすれば解決には、取組としては、対策としては有効じゃないかということは考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

各地区で、おりを仕掛けて例えば、A地区で3台、5台、B地区で10台、5台とか、いろいろな設置を今までもしてきたかと思っております。また、その例えば、B地区で5台設置して全然入らなかったと、じゃ、もうB地区でもあんまり意味がないので、C地区のほうに移動したりとか、そういったシミュレーションは実際現地で、現場で行っていただいているかと思っております。ただ、言われたように財政的な面で、要はおりをあと10台買って設置しましょうと、そこまでのシミュレーションはできてはおりません。ただ、今後も京都府の予算説明会とかの折を見つけて、制度の拡充、また、使いやすいような補助金等の要望をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり本当に笠置町としてこういう対策をかけていくと、10年なら10年なりの計画の中とかでスパンを考えて、1年目はこれ、2年目はここまで進んだということやっていかないと、いつまでたってもなかなか事が解決していかないと思うんです。それで、特に何度も言いますけれども、財政的な課題としてがあるというのははっきりしているわけです。だからこそ、お金の問題としてもきちっとした計画で、例えば、本来おり100台要るんだけど、今10台しか買えませんとか、そういう状況になれば、あと90台購入するためにどうしたらいいかという話になってくると思うんです。だから、そういうことも数字としてしっかりとつかんでもらって、今後の具体的な要望活動にやはり使っていきべきじゃないかと思うんです。

その中で、今、財政的な課題が当然あるので、どういう取組を、要望活動を含めて、様々な補助金とかも含めてされているのか。それと、今、有害鳥獣対策に使える予算ですね、町

として使える予算は年間どれぐらいなのかということも含めて答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

まず、財政的な課題についてどのような取組をしているかということです。

財政的な課題に対しましては、京都府の次年度に対する予算編成に係る要望書としまして、京都府町村会が町村に対して予算編成に係る要望についての意見書照会がございます。その中でも、鳥獣対策について被害防止対策、例えば、狩猟登録者の確保を目的とした狩猟者登録者手数料の免除や防護柵の維持管理費用に対する補助の追加等の要望を積極的に推進するようお願いをしております。

先ほども申しましたとおり、今後も予算説明会時等、機会を見つけて制度の拡充、また、使いやすいような補助等、要望してまいりたいと考えております。

もう一点、有害鳥獣に係るどれぐらいの費用が使えるのかということでございます。

ちょっと今、正確な数字は持ち合わせてはいないんですが、猟友会さんに委託をお願いしたり有害鳥獣協議会で、おりの購入等々ございます。まだなかなか町独自の施策というのは持っておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

全国的に見ましても、有害鳥獣、国のいろいろ交付金ありますけれども、その額もやはり年々増えてきてはいるんですけれども、なかなか十分な額じゃないというのが分かります。

先ほども言ったように、やはりきちっとシミュレートをして、やはりこれだけのものが要るので、こういう対策が要るのでということで、意識的に例えば、1 年にはこれを求めようとかいう形で具体的な計画も示しながら要望するのと、やはり今、取りあえず要る分だけとか、とにかくちょっと援助いただきたいという話では大分差が出てくると思いますので、その辺りはしっかり取組をお願いしたいと思います。

2 つ目の大きな問題に入りたいと思います。

簡易水道の運営についてです。

町は、水道広域化を検討するとされています。今現在、この広域化については検討状況はいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

現在、京都府では平成30年に策定された府内全域の水道事業の方向性を示す京都水道ブランドデザインの改定時期にあり、京都府水道事業広域的連携等推進協議会を発足し、広域化・広域連携について協議を行っております。

笠置町におきましても、水道事業運営は大変厳しい運営となっており、今後も人口減少、水道施設の老朽化、災害等を想定しますと、単独での運営は大きな課題となるものと思われまます。連携等推進協議会の南部圏域では、何が広域的に連携できるかなど、協議が行われております。笠置町としましても、最近では、水道施設台帳の共同発注など、でき得ることを実施し、経費削減に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

広域化というのが、最終的には民営化も進めるという方向が様々なところで示されています。京都府のほうの水道施設の検討の委員会というのも開かれていますけれども、その委員の方も専門家の方おられますが、水道民営化を主張されている方も多くおられます。法律上もコンセッションとあって、水道自体の所有権は自治体に残しながら運営権を民間に移譲するというやり方がありまして、2018年の水道法の改正で、そういうところがやりやすくなる、そういうコンセッション方式で民間が参入しやすくなるとか、法律上もそういうふうな民間の民営化の方向について進めているということがあります。

それで、民営化については、この笠置町とか周辺自治体含めてどういう状況にあるのか。全く話としては出ていないのか。また、町としては民営化についてはどういう立場、どういう考えをお持ちなのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

水道事業につきましては、安心・安全の水を供給するという大変重要な事業であることから、民営化は考えておりません。南部圏域でも現在協議はありますが、民営化という話はなかったと思っております。

議員が質問されておりますので、仮に民営化となりますと、当町のような小規模自治体では水道料金の大幅な値上げが予想されることと思っておりますので、現時点では想定しておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

民営化は想定しないということでしたけれども、全体としてはやはり民営化の方向も示されてはいるので、今後の議論でどうなるかというのは分からない面もあると思うんです。それで、京都府の中でもそういう方向で進もうとしているところもありますので、今後、もし、民営化という話が仮にですが出てきたときに、やはりきちっと町として方針を持って臨まない、なかなか民営化の流れに逆らいにくい状況というのが生まれるんじゃないかというふうに思います。

当然、例えば、大阪市なんかでも水道管の交換の事業を民間移譲しようとして、2 者ほど応募があったけれども、採算が合わないということで撤退するとかありますし、諸外国でもフランスのパリなんかだと一回、民営化しましたけれども、結局成り立たないということで再公営化するということがありました。当然大幅な値上げになっていく問題ですから、町としてはきちっと、一般論としてではなくて、やはりもし、出てきたときには考えておかないといけないんじゃないかと。しかも、それが今はなくても、現実問題として話の流れ、大きな流れ、国の方針としてはあるので、今後そのことはきちっと意識した上でちょっと準備といたしますか、今のうちから、ある程度は考えておくべきじゃないかというふうに思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼します。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

民営化の関係でございしますが、広域連携協議会のほうでも、まずは事業者間、個別の取組を進めることを基本に、単独では解決困難な課題について、連携による解決を目指すということになっております。市町村が自発的に協議を進め、地域の実情に応じた水道の基盤強化が進むよう、京都府が支援していくこととなっておりますので、京都府が今のところ主導して民営化という声は聞いておりません。当町としましても、向出議員おっしゃられたように民営化ありきではなくて、安心・安全の水を守ると、町独自で守るということを念頭に置いて、広域連携でできることをやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ぜひしっかり安心・安全な水の供給ということで取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道料の引上げについてお尋ねをいたします。

この引上げで、どのような効果や意味があるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

笠置町の浄水場は4か所あり、古い施設では45年を経過している施設もあり、今後老朽化対策や施設の更新等、多額の費用が必要になると想定されております。御承知のとおり、さきの決算におきましても、一般会計からの繰入れが45%を占めており、依然厳しい運営状況となっております。

しかし、水道事業運営につきましては、基本、独立採算を原則に使用者の皆様の御理解、御協力の下に運営していかなければなりません。もちろん全て水道使用料で賄えるかという点、給水人口の実情等も鑑みますと難しいのですが、少しでも一般会計からの繰入れを減らすことを最善に努力していかなければなりません。

引上げの効果や意味におきましては、老朽化対策や施設の更新に対応していかなければならないため、また、安心・安全な水の供給が一番の効果や意味であると考えています。経費削減等の経営努力や京都府、ひいては国に要望活動を積極的に行い、でき得る限り運営努力を重ね、使用者の皆様の御理解、御協力を基に考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するに、町の経費削減ということなのですが、これでも当然ですが、全然赤字の解消には向いませんし、施設の老朽化で更新の費用となったら、もうとても賄えない状況にあると思います。当然、町としても国等に当然財政的な支援を要望されていくとは思いますが、その中で、この要するに、町の経費削減というのは、結局は利用料金ということで跳ね返すと、住民の方の負担増という意味なんです。当然ですけれどもね。水道料が上がるということは、住民の方の負担が上がると。じゃ、今、水道料というのは所得に応じて段階的になっているかといったら、そうじゃなくて、収入状況に関わらず使った量、基本料金と量によっているわけですね。ところが、今は年金暮らしでかなり低い額の方もおられるのは知っていますけれども、そういう方には大変ちょっと生活がどんどん苦しくなる方向に向かっていると思うんです。水道料だけで見るとじゃなくて、介護保険とかほかのこともどんど

ん上がってきている中で、やはり生活状況を考えると、ほとんど財政的な赤字の解消にはほど遠い中で、でも、生活はちょっと困るという方が増えてくるだろうなということが想定されるわけですね。だからこそ、その水道料だけで見るんじゃないかと、生活者として本当にそういう負担がいいのかという試算が要るんじゃないかというふうに思っているんです。

なかなか財政は厳しいというですけれども、その点は本当にしっかりと町として認識持たれるべきじゃないかなと思っているんですよ。その辺りについては、どういうふうに考えておられるのか、ちょっと考えだけ示していただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをいたします。

水道使用料の値上げによって使用者の低所得世帯の方の負担が増大するということだと思います。大変そこは痛感しております。また、大変今の情勢、大変原油価格の高騰等、大変厳しい状況が分かって、私どもも痛感しております。

また、先ほども申しましたとおり、水道事業については、一番は安心・安全な水の供給ということを考えますと、今後の施設の更新等々考えていかなければならない中で、低所得者世帯の負担は分かりますが、何とか経費の削減、要は町独自でできるもの、直にできるものを継続してやっていくなど、経費削減に取り組んで頑張っていきたいと思っております。なるべく低所得者の方の負担にならないよう、時期等々見ながら、御理解、御協力を得ながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

様々な状況がありますから、国や府について、引き続き、財政的支援も含めてちょっと要望をいただきたいと思っております。

次に、3 番目の大きな問題に入りたいと思っております。

河川のオープン化、キャンプ場の管理について質問いたします。

今現在、キャンプ場の運営状況、また、収支の状況について、町としてはどのように管理しておられますか、お聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

キャンプ場の運営状況につきましては、おおむね週1回程度でございますが、町の担当者と観光協会の事務員の方が入り込み状況の報告などの意見交換を行っているところでございます。

また、収支状況でございますが、観光協会におきましては一般の会計とは別に河川敷会計を設けて管理されておりますので、決算書によりまして収支状況を確認、把握しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今後、河川のオープン化していく中で、しっかりと状況というのを把握しないといけないとは思っています。それで、ちょっと今、週1回程度入り込み客数等は確認しているというか、意見交換の場を持っているということなんですけれども、そういうところで、例えばですけれども、事故があったりトラブルがあったりとか、そういう報告とか、清掃状況の確認とか、そういうことも確認、つかんでおられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

意見交換の中におきましては、それまでに起こった事故等につきましては、もちろん報告いただいているところでございます。軽微なという表現がいいのかどうか分かりませんが、そういったものについては意見交換の場で、重大のものについてはその都度という形で報告、連絡いただいております。また、感染対策におきましても、こういったことをしていますよ、こうしたらいんじゃないでしょうかというような意見交換等を行っているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

こういうことをお聞きしているのは、今後河川のオープン化するに当たって、当然収支の状況を鑑みて、一体幾らぐらいお金が入ってくるのか。そのお金をどういうことに使っていくのか。入場料についても、オープン化ということで付加価値がついてくる中で、恐らくちょっと値段の見直し、料金の見直し、今の清掃協力費という形じゃなくてされていくと思うんですね。そういう中で、また、民間が入ってきますから、いろいろな問題が生じる可能性、今のところ、具体的にまだ社会実験も始まっていない中なので、課題を整理されていないと

思うんですけれども、そういう中でしっかりと今の運営状況だけじゃなくて、もっとつかんでおこなきゃいけないことがあるんじゃないかとか、そういうところもきちっと検討課題としていただきたいということで質問させていただいています。

それで、2つ目なんですけど、民間事業者の参入、社会実験もそうですけれども、今後オープン化するに当たって、河川空間の活用の協議会があって、そこが許可するか、許可の権限を持っていると、決めるということになっていきますけれども、その決定のプロセスですね、どういう基準で決めて、どういう判断で許可が下りたり、許可が下りなかったりするののかというところは、一般的に公表されるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、今回の社会実験の期間中につきましては、事業者参入につきましてはの決定までのプロセスについては、募集要項によりまして公表しておりませんが、役場だけで決定しているものではございません。地元住民の方や事業者の方が委員になっていただいております協議会におきまして、応募のあった事業者の適否を判断して決定していただいているものでございます。

決定の適否につきましては、募集要項の中の審査基準に基づいて委員の皆様に適否を判断していただいているものでございます。

オープン化後の決定方法につきましては、まだ、今のところ未定ではございませんが、向出議員もおっしゃっていただきましたように、透明性を確保した中で決定していく仕組みが必要かと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この河川のオープン化に当たって民間入っていくということで、例えばですけれども、許可が下りても下りなくても、その決まった業者については、そういう決定プロセスをお知らせしているのか。つまり、どういうことかと言うと、理由を示されずに、もし、許可がおりませんでしたと。理由が、どういう理由だったんだろうかと、例えば、改善図りたいなど、改善できることだったらということもあると思うんです。そういうことがあるんじゃないかということで、その辺りについてはどういうふうにお考えか、お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、決定された業者につきましても、審査の経過や内容については公表しないということになっておりまして、結果の通知をお送らせていただくという形になっております。

ただ、応募があった段階で事務局のほうで一定内容を整理させていただく中で、これはちょっと審査基準には適合しないので、改善余地ありますかというような形で指導させてもらう場合もございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今、言ったように改善したら入れるとかいうことも起きてくると思うんですよね。だから、その改善したらいいんですよとか、もう業種自体が駄目ということだった、また違うんだと思うんですけれども、その辺りはやはり今後運営していく中でやはり考えておかないといけないんじゃないかなと思います。ぜひ、きちっとその辺りは対応いただきたいと思います。

それから、最後、4つのいこいの館の問題について質問したいと思います。

町としては、再開を前提として今現在、他の自治体の先進的なところも含めて視察に行っているんですけども、スケジュール自体はめどが、大体1年かけて方向性を示し、2年目はプロ、コンサルタントと具体的に話もして、具体案をつくるというところまではお聞きをしているんですけども、いつ頃、めどとしてでもいいんですが、いつ頃再開される予定なのか、そのことはやはり住民の皆さんも関心があると思いますので、答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

いこいの館の再開につきまして、住民の皆さんにもいろいろと御心配かけておるとお思います。

現在、先進地視察ということで幾つかの業者さん回らせていただいて、それを取りまとめた上で、具体的にどのような形での再開をしていくかということ、いこいの館の運営委員会のほうで、またお伺いさせていただいた上で、それに基づいて見積りなり設計なり、コンサルなりということの形になっていくかと思っております。

その後、いつ頃、じゃ、再開できるのかというお話になってきますと、それは工事の内容次第になってしまうので、できれば令和6年中の再開にこぎ着ければいいかなというふうに思っていますけれども、工事の内容によっては、もう少し遅れてしまうようなことがあるか

もしません。できるだけ早期の再開目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

以前はそこまで示されていなかったんですけども、やはりこういう問題を進めていくにはめどが要ると思うんですよね。逆算をして、何が要るのかとか、私も議員としてどういうことを整理したり、やらなければいけないのかということにもなってくるので、今後はきちっとスケジュール、もちろん前後するということはあると思うんですよ。だけれども、ある程度のめどは、きちっと最初から示していただきたいなというふうに思います。

それで、一番大きな課題だと思うんですが、今現在、運営資金ですね。いこいの館をやっていくにしても、大変基金残高も減っていて、このまま行くと残高がほとんどなくなると。ただ、ちょっと人件費の見直しをして少しでも財政、基金を残していくという話がありますが、この財政の問題については、今後どういうふうに資金調達も含めて、再開に当たって資金も要ると思うんですよね。いろいろな修繕とか改善とか施設の整備にかかると思います。どういうふうにやっていこうと思われているのか。以前はキャンプ場との一体経営ということが出ていましたけれども、一旦それは置くと。同時並行できないということで、それぞれでやるということになりましたけれども、今どういうふうにこの点については考えているのか答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

再開に向けての設備投資、これがどれぐらいかかるのかというのは、これは具体的な再建計画案というのができないと策定できないわけですが、具体的にどのような形での再開を目指すということが決まった段階で、活用できる補助金について京都府さんにも相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

また、河川敷のオープン化による収益というのは、基本的には一体のものじゃないということなんで考えておりません。結果として、どういう形で予算配分というか予算を組んでいくのかということは、また、大いに検討していかなければならない問題ですが、現在のところ、総費用額も何も出ていない段階でどのような計画になるのかというのは、まだちょっとお話できない状況にあります。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

当然、実際具体的な金額が上がり、工事に入る時期等々含めて、そのときの状況でいろいろな補助金のものが変わるものがあったりしますから、全てを確定できないのは当然かとは思いますが。しかし、今現在でも、こういう設備をやる時には一般的にこんな補助金があるとか、毎年度こういう補助金があるとか、今の段階である程度まで把握されて、どういう条件だったら使えるのか。今のままでは使えないけれども、ちょっと条件を変更すれば使える可能性はないのかとかを、今の段階から検討しておくべきだと思うんですね。ぎりぎりになって、なかなかうまくいかないということが、ほかの事業等でも多々あると思うんですよ。だから、今の段階から全部を確定できないけれども、ある程度のものやはり調査して、ある程度把握しておくべきなんじゃないかというふうに思うんです。

木質ペレットとか、そういうボイラー、そういうものも考えているということで、それは本当に視察に行かれているということは、経費削減の中で検討されるかとは思っています。それが費用削減に大分効果があるということだと思っておりますけれども、その話は全然出てきていないので、その辺りはどういう考えがあるのかとか、今の段階でも、ある程度示せる考えはあると思っております。それが全然ないというのは、ちょっとよくないのではないかと。だからこそ、きちっと今の段階から示していただきたい、示せるようにしていただきたいと思いますと思います。もちろん個別具体的に確定してくださいといっているわけではなくて、もう少し方向性などを示していただきたいということです。答弁いただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

現時点で具体的にどういう財政措置ができるのかということになりますと、基金がほぼ枯渇している状況、してしまう状況というのは御承知やと思っております。となりますと、考えられる財源というのは補助金と、それから、過疎債等々の借金ですね。それでも不足する場合は、どこかの財源を持ってくるとか、どっかのほかの基金から回してくるかというようなことが考えられると思いますが、具体的に今、計画そのもの策定していない状況で、どこから、どれだけということはお話できない。もう少し検討する必要があるかと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第2、閉会中の委員会調査の報告及び一部事務組合等議会報告を行います。

閉会中の委員会調査等の報告を行います。

総合常任委員会、向出健委員長。

総合常任委員長（向出 健君） 総合常任委員長の向出健です。

総合常任委員会の委員会報告をいたします。

7月29日と9月22日に総合常任委員会を開きました。この中で、一貫して、一体的に内容については説明させていただきたいと思います。

主な内容としては、災害時の議員の行動マニュアルの見直し、河川のオープン化、食のプロジェクト、防災の申入れに対する回答などの内容で委員会を開きました。

議員の災害時の行動マニュアルの見直しは、災害時の安否の連絡先や消防団の役職の制限などを確認して見直しました。消防団の役職の制限については、消防団の人手不足も勘案して、制限は明記せず、自主的に判断するをいたしました。

河川のオープン化では、10月から社会実験として、民間業者がキャンプ場内で商売などをしていくこと、全体の流れ、趣旨などについて説明を受けました。社会実験後に本格オープン化を進めるとしています。

この中で、まちづくりとの関係や住民にどのような利益があるのかがはっきり示されておらず、もっと具体的に示していく必要があるなどの意見が出されました。

また、キャンプ場の利用者の利便性向上、料金の設定や利益の見込みなど、個々の具体的な課題について、町が今後、示していくことも求めています。

食のプロジェクトについては、国の補助金を受けて、鍋フェスタに代わる食の祭典としてのイベント開催、特産品の開発などをジビエを使い実施する予定でした。

しかし、住民への説明や関係者等の合意形成をする時間が取れないとの判断から、実施しない旨、町から説明がありました。

この食のプロジェクトについては、議会への説明もなく、突然、事業をしたいとの提案であり、また、時間的にも窮屈なスケジュールで事業を進める町のやり方は問題だと意見が出されました。また、今後、国などに対し、どのような対応をするのか、その経過の報告と町長の責任をどう取るのか、それも併せて示すように求めました。

防災の申入れへの回答内容については、主なものは次のとおりです。

避難所については、令和3年度に笠置いこいの館を指定避難所及び指定福祉避難所に、防

災法に基づき指定をした。しかし、抜本対策になっていないので、全庁的に検討が必要で、京都府の協力も不可欠としています。

また、防災備蓄倉庫については、町内1か所で、大きいものではないので増やしたい。設置場所には苦慮している。現在の防災倉庫の内部の整理は実施したとしています。

委員からは、防災行政無線について、停電時に電池を入れておかないと機能しない旨、周知が必要ではないか。防災マップの笠置テレビでの解説では、手元にマップがなければ見にくいために改善を求める意見が出されました。それに対して、町は対応していくと回答しています。

以上で総合常任委員会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

いこいの館運営対策特別委員長（坂本英人君） いこいの館運営対策特別委員会の報告をさせていただきます。

令和4年9月8日、笠置町役場2階議員控室にて開催いたしました。正副委員長、委員合わせて7名全員出席で行いました。委員会に提出された事件は、令和4年9月補正予算について、視察報告について、裁判の経過報告が提出されました。

まず、補正予算では、世界情勢の変化や原材料の高騰に伴い、いこいの館の電気代が大幅に値上がりするとの説明を受け、委員からは、他社での見積りなど、できる努力はないのか。行政からは、関西電力や他の事業者を確認したもの、新規の契約は受け付けておらず、9月1日からの更新が必要であったため、切替えはできない現状であったと報告を受けました。

その後、上がった経費をどこでコストダウンできるのかとの質問があり、行政から、リースの施設備品や人件費カットがある程度できればコストは抑えられる。もし人件費が下がらなければ、そのときは、ふるさと基金の残高が令和6年には100万ほどになると報告を受けました。

その次に、視察の報告がなされました。

7月12日に美山自然文化村河鹿荘に、同月27日、森の力京都、8月31日、十二坊温泉ゆららに行ったとの報告を受けております。

河鹿荘は、バイオマスボイラーを使用した温浴施設の見学や、まちづくり会社の役割を聞き取り、実施したとのこと。森の力京都は、ペレットを製造するプラントの見学や概要説明をなされました。十二坊温泉は、2018年にリニューアルした施設の概要説明をしてもらいました。

委員からの質問で、今後のタイムスケジュールや再開までのスピードアップはできないものか。バイオマスボイラーを導入した際、安定した燃料の確保ができるのか等の質問がありました。

私が、委員会やこれまでのいこいの館の運営の経過を思い起こしますと、思いのなきまま施設運営が行われてきた。目的や夢のない場所になってしまったように感じています。

委員からは厳しい質問もいただいておりますが、いこいの館の再開のためには、職員が自ら考え、支え合い、思い合える血の通った施設にしなければならない。ただの観光拠点としてあるのではなく、次のまちづくりのきっかけになる大事な場所であると全員が認識し、つくり上げる。住民の思いを議会、行政が一丸となって取り組んでまいります。

以上をもちまして、いこいの館運営対策特別委員会の報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合等議会の報告を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和4年第2回定例会についての報告をいたします。

令和4年第2回定例会は、8月18日に全員協議会、8月26日に本会議が開催されました。

まず、同意第2号から認定第2号までの広域連合長提出案件8件について、広域連合長から説明がありました。

次に、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副連合長の選任につきましては、本広域連合事務局長である渡辺隆副広域連合長の任期が満了することから、再び選任するもので、評決に付され、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案審議に先立ち1人の議員が、本広域連合提出の令和3年度の主要施策の成果説明書及び当広域連合監査委員の決算審査意見書では、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による患者の受診減少との反動等を反映したことから、前年度比3.0%の増とあることから、増減の理由についての詳細な説明を求める等の一般質問をされました。

次に、承認第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、本件は、東日本大震災で被災した被保険者に対する保険料減免に関しまして、令和4年2月22日の国通知により令和4年度分の保険料につきましても、引き続き適用できるよう国の財政措置が講じられることになりましたことから条例の改正を行ったもので、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであったため、

専決処分をしたということで、全員賛成で承認されました。

次に、承認第2号、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、本件は、10月1日の窓口負担割合の見直しに係るコールセンター設置の経費につきまして、厚生労働省から財政措置を行う旨の通知を受け、市町村からもそういった強い要望がありましたことから、国庫支出金、特別調整交付金を財源といたしまして、その委託費1,302万5,000円の増額補正を行い、補正後の歳入歳出合計を12億3,060万6,000円とするもので、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであったため、専決処分をしたということで、賛成者多数で承認をされました。

次に、議案第8号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業を習得しやすい勤務環境の整備に関する措置や育児休業の取得回数制限の緩和等の所要の事項を定める必要があるため条例の一部を改正するもので、施行日は令和4年10月1日及び本改正条例公布の日を予定しているということで、全員賛成で可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、本件は、当初想定しておりました後期連合議会の会議場所が利用できなくなったことに伴い、代替開催会場に係る借上げ料や個人情報の保護に関する法律の改正に伴う意見聴取を行うための本広域連合情報公開・個人情報保護審査会の開催関係経費につきまして、前年度繰越金を財源として、歳入歳出両予算とも増額補正するもので、さらに、窓口負担割合の見直しに係る周知・広報といたしまして、厚生労働省が作成しますポスター・リーフレットを医療機関等に発送するための業務委託料と被保険者証の2回目の交付に要する経費を構成市町村に補助するため負担金補助費につきまして、特別調整交付金を内容とする国庫支出金を財源として歳入歳出両予算とも増額補正するもので、歳入歳出両予算の各総額にそれぞれ1,000万1,000円を追加し、総額を12億4,060万7,000円と定めるもので、全員賛成で可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本件は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきまして、厚生労働省から令和4年9月30日感染分まで制度を延長し、財政措置を行う旨の通知を受け、国庫支出金を財源として保険給付費を増額するもので、令和3年度中に概算で交付されていた社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金等につきまして、例

年、翌年度に精算することとされていますところ、超過交付となったことから、その返還金に要する経費につきまして繰越金を財源として諸支出金を増額補正するもので、歳入歳出予算の各総額にそれぞれ22億7,725万円を追加し、総額を3,869億5,990万8,000円と定めるもので、全員賛成で可決されました。

次に、認定第1号、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、令和3年度の歳入歳出予算15億2,766万1,000円に対しまして、歳入決算額が15億6,184万6,998円、歳出決算額は13億4,701万3,055円であり、差引残額は2億1,483万3,943円で、前年度と比較をいたしますと、歳入におきましては、国庫支出金である特別調整交付金において保険者インセンティブ及びマイナンバーカード取得促進に係る経費等の相当分が増加したこと、また、繰入金におきまして、令和3年度から保健事業医療費の適正化等に要する費用に充てるため創設いたしました保健事業等支援基金への積立てのための財政調整基金繰入金が増加したことにより4億5,310万6,000円増加をしております。

また、歳出におきましては、総務費におきまして、保健事業等支援基金への積立てのための繰出金の増加及び民生費におきましては、高齢者保健事業と介護予防等の一体的実施推進事業の経費の広域連合負担分や市町村が実施する人間ドックへの費用助成に係る経費の特別会計への繰り出しが増加しましたことにより3億2,282万円増加しております。実質収支額は歳入歳出差引額と同額の2億1,483万3,000円でございます。

なお、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰入れといたしまして1億1,000万円を繰り入れることとしております。基金につきましては、令和3年度末現在において財政調整基金の残高が4億6,282万6,000円で、令和3年度から創設いたしました保健事業等支援基金の決算年度末現在高につきましては4億7,090万6,000円でございます。一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、賛成者多数で認定されました。

次に、認定第2号、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、令和3年度の歳入歳出予算3,921億1,133万6,000円に対しまして、歳入決算額は3,916億6,577万1,729円、歳出決算額は3,792億3,704万2,254円、差引残額は124億2,872万9,475円で、前年度と比較いたしますと、歳入におきましては前年度における新型コロナウイルス感染症の影響による受診減少の反動等から支払基金交付金を中心に増加したこと

に加え、前年度繰越金の大幅な増加によりまして172億9,860万8,000円の増加となっております。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の受診減少からの反動等によりまして、保険給付費が増加したもののほか、令和3年度から創設いたしました後期高齢者医療給付費等準備基金への積立てや諸支出金におきまして、前年度の交付された国庫支出金等の精算に係ります返還金の増加により239億1,677万3,000円の増加となっております。実質収支額は歳入歳出差引額と同額の124億2,872万9,000円でございます。特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、賛成者多数で認定されました。

最後に、請願2件が審議され、1件は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する後期高齢者医療制度保険料の減免等の充実を求める請願で、もう一件は、後期高齢者医療保険料を引き下げること、また国に75歳以上の医療費窓口負担2割化実施中止の意見書提出を求める請願で、どちらも賛成者少数で不採用となりました。

以上で京都府後期高齢者医療広域連合議会令和4年第2回定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽東部広域連合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 相楽東部広域連合議会の議会報告をいたします。

7月25日、9月16日、9月28日に臨時会を開きました。

クリーンセンターの安全対策工事の請負変更が2回ありました。1回目は、町道の原状復旧に伴う工期の延長の変更についてです。これは、可決となりました。2回目の主たるものは、地盤の調査費についてです。これも最終的には可決をされています。

地盤の調査については、工事業者が木々の伐採を行った場所について、地盤が軟弱であることが判明し、調査が必要となったための調査費の増額となっています。このため、一部工事内容も変更されています。この地盤の調査費をめぐり、連合行政の進め方についての問題が、議論となりました。

この調査については、5月には最終報告が連合の行政には上がっていました。その間、この調査の説明は議会に対してなく、7月の議会でも、町道の原状復旧が生じたことによる工期の延長のみの説明で、9月16日の臨時議会で初めて、調査費等の関係が出されました。議会には、完全に事後承認という形になっています。

また、この調査費については、連合行政内に合意形成の文書の記録もなく、稟議書等もいまま進められていました。

これに対し、連合長は、反省すべきことがある。認識も甘く、希薄であり、今後、反省を生かしていきたい旨の発言をされました。一方、工事は動いている中、一つ一つ報告できないこともある旨も言われました。

こうした連合行政の在り方について、今後、是正を求めていきます。

以上で相楽東部広域連合議会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、京都府地方税機構議会、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） それでは、京都地方税機構定例会が令和4年8月2日火曜日に開催されましたので、その内容を報告します。

ルビノ京都堀川地下1階平安の間にて、午後1時30分より全員協議会が開催され、山崎事務局長より当日の議事順序について説明がありました。

議事の順序であります。開会宣言、日程第1、諸報告。議員の異動報告、前任者の辞任等により6議員の異動。例月出納検査（令和4年1月から令和4年5月執行分）及び定期監査結果報告。3番は、出席要求理事者の報告。日程第2、議席指定の件。新任議員の6議席の指定。日程第3、会議録署名議員指名の件。日程第4、会期決定の件。本日1日間とする。第5、副議長選挙の件。議長が指名することになっていて、福井英昭氏（亀岡市議会選出）を指名すること。日程第6、第1号議案、広域連合長より提案説明の朗読。質疑、討論及び採決は一般質問終了後に行う。第1号議案は、令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定する件であります。日程第7、一般質問。2議員が予定されていること。第8、第1号議案、質疑・討論・採決。第10、閉会宣言。

以上、全員協議会で説明されました。終了は午後1時45分。

次に、議事の内容報告に移ります。

開会は午後2時2分、場所は同じく、ルビノ京都堀川地下1階平安の間。

開会宣言、午後2時2分、荒巻隆三議長より（京都府議会選出）。

日程第1、諸報告。

1、議員6名の異動報告。例月出納検査（令和4年1月から令和4年5月執行分）及び定期監査結果報告。1月から5月の間、5件、当日配付されました。出席要求理事者の報告。

日程第2、議席指定の件。6名。

日程第3、会議録署名議員指名の件。

日程第4、会期決定の件。本日1日とする。

日程第5、副議長選挙の件。

議長の名指推選により福井英昭（亀岡市議会選出）を選出。当選後挨拶。

日程第6、第2号議案、副広域連合長の選任について同意を求める件。

当日提案、山添藤真氏。

日程第7、第1号議案、山崎広域連合会会長説明。

第1号議案は、令和3年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件。

歳入合計予算現額25億4,577万4,000円、調定額及び収入済額24億9,476万6,529円、歳出合計予算現額25億4,577万4,000円、支出済額24億9,379万1,409円、不用額5,198万2,591円。笠置町の町税徴収に係る税機構への負担金は135万9,277円となります。

日程第8、一般質問。

池田正義議員。情報セキュリティ対策について。2、キャッシュレス納付について。

第2、光永敦彦議員（京都府）。今日における地方税機構の役割と対応について（納税相談を行い、適正な執行を図る）。コロナ禍と物価高の影響への課題について（システムの標準化、課税の標準化）。第3、コロナ禍のBCP対応方針について（スキルアップの積み上げの実績、他の事業所からの派遣）。

日程第9、第1号議案、質疑・討論・採決。

質疑、通告者なし。討論、山崎匡（宇治市）。宮崎有平議員、賛成の立場。山崎氏は反対の立場です。採決結果、賛成多数で認定。

閉会宣告、荒巻隆三議長より。

終了は午後3時15分。

以上、報告します。

議長（大倉 博君） これで閉会中の委員会調査等の報告及び一部事務組合等議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和4年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 田 中 良 三

署名議員 向 出 健